

モンゴル国
ウランバートル市における障害者の
社会参加促進プロジェクト
事業完了報告書

2020年5月

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)
人間開発部

人間
JR
20-074

モンゴル国
ウランバートル市における障害者の
社会参加促進プロジェクト
事業完了報告書

2020年5月

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)
人間開発部

目 次

略語表

第1章 プロジェクト基本情報	1
1-1 プロジェクト背景	1
1-2 プロジェクト概要	1

第2章 プロジェクトの達成度	3
2-1 投入	3
2-2 プロジェクト活動	6
2-3 プロジェクト目標及び成果指標とその達成度	19
2-4 PDMの変遷	37

第3章 プロジェクト評価	38
3-1 DAC5項目評価	38
3-2 プロジェクトの実施及び成果達成への促進要因	44

第4章 プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓	46
4-1 プロジェクト・デザインに関する課題・工夫	46
4-2 プロジェクト運営面に関する課題・工夫	48
4-3 技術面における課題・工夫	49

第5章 プロジェクトを通じて得られた教訓	51
5-1 自立発展性を維持するための教訓・提言等	51
5-2 類似分野の今後の協力にあたっての教訓・提言等	52

成果品一覧リスト	56
----------	----

付属資料

1. プロジェクトモニタリングシートⅡ（作業計画の改定）	59
------------------------------	----

略 語 表

略 語	正式名称	日本語
ADB	Asia Development Bank	アジア開発銀行
AP-CBID	Asia-Pacific Community-Based Inclusive Development Congress	アジア太平洋地域社会に根ざしたインクルーシブ開発会議
CBR	Community-Based Rehabilitation	地域社会に根ざしたリハビリテーション
C/P	Counterpart	カウンターパート
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者権利条約
DET	Disability Equality Training	障害平等研修
DPUB	The Project for Promoting Social Participation of Persons with Disabilities in Ulaanbaatar City	ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト
ICF	International Classification of Functioning, Disability and Health	国際生活機能分類
JCC	Joint Coordination Committee	合同調整委員会
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteers	青年海外協力隊
M/M	Minutes of Meeting	会議議事録
MLSP	Ministry of Labor and Social Protection	労働社会保障省
NGO	Non-government organisations	非政府組織
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PO	Plan of Operations	活動計画
R/D	Record of Discussions	協議議事録
SINRAI	Project on Strengthening the Capacity for Social Insurance Operation	社会保険実施能力強化プロジェクト
START	The Project for Strengthening Teachers' Ability and Reasonable Treatments for Children with Disabilities	障害児のための教育改善プロジェクト
STB	Set Top Box	セット・トップ・ボックス
UB	Ulaanbaatar (Ulan Bator)	ウランバートル市
WG-SS	The Washington Group Short Set on Functioning (WG-SS)	ワシントン・グループ短縮版質問セット

第1章 プロジェクト基本情報

1-1 プロジェクト背景

モンゴル国（以下、正式名称等でない限り、「モンゴル」と記す）では、障害者の80%以上が貧困ライン未満で生活しており（多次元貧困指数調査、2010年）、政府からの障害年金〔月額11万5,200トゥグルグ（6,912円）〕は、ウランバートル市での最低生活水準月額〔12万6,500トゥグルグ（7,590円）〕を下回っていた（政府調査、2013年）。このことは、同国の障害者の多くが貧困状態にある可能性が高いことを示唆した。また、障害者の就労も限定的な状況にあった。労働人口のうち障害者数は48,489人であったが、そのうち、12,802人（26.4%）しか労働に従事していなかった（旧社会福祉労働省統計、2008年）。障害者の低就労率の要因として、アクセシビリティの確保や障害に対する社会の理解が不十分であることが考えられた。加えて、障害者の社会参加の現状に関する情報は2015年時点においても圧倒的に不足していた。これは、モンゴルにおける障害者の状況に関する情報源が各種給付の受給数や就学児数等に限られており、各種給付の未受給者や未就学児の状況の把握が困難であったためである。

このような背景の下、モンゴル政府は障害者の社会参加を促進すべく積極的な姿勢を示していた。2009年の国連障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities : CRPD）の批准や、2014年の「アジア太平洋障害者の権利を実現するためのインチョン戦略」（以下、「インチョン戦略」と記す）の同国内での実施の公式発表など、障害者の状況改善に向けた取り組みを推し進めていた。2012年の新政権発足後には、障害を所掌する部署を有する人口開発社会保障省（当時。現・労働社会保障省、Ministry of Labor and Social Protection : MLSP）を設置し、障害者社会保障法及び社会福祉法を改正したほか、2016年2月5日には障害者権利法を制定し、さらに障害者に係る国家プログラム（2016～2020年）を作成した。また、障害者団体による一般市民への意識啓発活動の実施等を通じ、障害者の人権や社会参加に関する理解が徐々に醸成されつつあった。

一方で、障害者は依然として貧困に陥りがちであるとともに、障害者の特性やニーズに対応した職場環境が整備されていないため、障害者就労は改善していなかった。また、公共交通機関や建物のバリアフリー、コンピュータ機器などの情報アクセシビリティ、福祉機器や支援技術等、さまざまなものが不足していた。さらに障害者団体や支援団体の育成も不十分なため、障害者の社会参加を実現するための土台が構築されていなかった。そこで、モンゴル政府はウランバートル市における障害者の社会参加を促進するプロジェクトの実施を日本政府に要請し、本プロジェクトが開始されることとなった。

1-2 プロジェクト概要

上述のとおり、労働社会保障省を中心に、CRPDの履行やインチョン戦略の実施に向けて、モンゴルの国内法の整備や政策推進のための工程計画を策定するなど、障害者の社会参加促進のための取り組みも進んでおり、本プロジェクトはその取り組みを支援するものである。障害者関係施策を所掌する省庁が所在し、また、全人口の約半分が集中していることから障害者の社会参加へのインパクトも大きいと考えられるウランバートル市を対象地域として、本プロジェクトは障害者の社会参加の促進に向けた技術協力を実施することとした。

本プロジェクトは、ウランバートル市において、障害者の社会参加に係る情報の収集、労働社

会保障省や障害者の社会参加を促進する団体の能力強化、物理及び情報のアクセシビリティを改善するための障害平等研修（Disability Equality Training：DET）ファシリテーターやアクセス監査にかかわる人材の育成やそのための教材等の資源を形成することにより、ウランバートル市における障害者の社会参加を促進する体制の強化を図り、もって同市内において障害者の社会参加が促進されることに寄与することを計画した。

国名	モンゴル国
プロジェクト・タイトル	ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト The Project for Promoting Social Participation of Persons with Disabilities in Ulaanbaatar City (DPUB)
実施期間	2016年5月～2020年5月
実施機関	労働社会保障省 Ministry of Labor and Social Protection (MLSP)
プロジェクトサイト	ウランバートル市 (UB)
上位目標	ウランバートル市において障害者の社会参加が促進される
プロジェクト目標	ウランバートル市において障害者の社会参加を促進する体制が強化される
成果1	ウランバートル市における障害者に関する情報が労働社会保障省において整備される
成果2	ウランバートル市において障害者の社会参加を促進する団体の能力が強化される
成果3	ウランバートル市において物理面及び情報面のアクセシビリティを改善するための資源が形成される
成果4	障害者の社会参加を促進する労働社会保障省の能力が強化される

第2章 プロジェクトの達成度

2-1 投入

日本側及び先方からの投入はプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix : PDM）に基づき実施された。主な投入は以下のとおり。

日本側

(1) 長期専門家

担当/指導科目	活動内容	期 間
チーフアドバイザー/ 障害主流化	プロジェクト全体の総括 ・プロジェクト運営管理 ・モニタリング計画作成・実施 ・関係機関との連携及び各種広報活動・対外発信 障害主流化 ・物理アクセシビリティ改善 ・情報アクセシビリティ改善 ・行政及び障害分野 NGO の人材育成	2016年5月31日～ 2020年5月30日
障害者エンパワメント	障害者エンパワメント ・DETの実施を担う人材の養成・育成及び組織化支援 ・DET実施に係る助言及びモニタリング ・DET教材の作成 ・本邦研修及び現地研修等における人材能力強化に関する調整・助言	2016年8月23日～ 2020年5月30日
調査分析/業務調整	調査分析 ・障害者白書作成に関する助言 ・障害統計及びプロジェクト評価に係る調査分析 業務調整 ・プロジェクト進捗管理 ・プロジェクト経理及び事務管理	2016年5月31日～ 2018年5月30日 2018年5月16日～ 2020年5月30日

(2) 短期専門家

担当/指導科目	活動内容	期 間
障害者エンパワメント	障害平等研修ファシリテーター養成講座の実施	2016年12月5日～ 2016年12月22日
物理アクセシビリティ	物理アクセシビリティ改善に係る能力強化セミナー及び参加型調査の実施	2017年3月12日～ 2017年3月18日
情報アクセシビリティ	情報アクセシビリティ改善に係る日本及び海外の経験並びに国際基準等に関するセミナーの開催	2017年6月4日～ 2017年6月10日

担当/指導科目	活動内容	期 間
障害統計	障害統計及び障害者権利委員会報告に係る能力強化研修	2018年5月13日～ 2018年5月20日
物理アクセシビリティ	物理アクセシビリティ改善に係る能力強化及び関係者との協議	2019年3月10日～ 2019年3月15日
物理アクセシビリティ	物理アクセシビリティ改善に係る調査及びガイドラインづくりの準備	2019年9月22日～ 2019年9月29日
物理アクセシビリティ	物理アクセシビリティに関するガイドラインを用いた実施指導とモニタリング	2019年12月8日～ 2019年12月14日

(3) 本邦研修

課題別研修		
2016年9～12月	「障害者リーダーシップ育成とネットワーキング」	障害者団体より1名
2017年1～3月	「地域活動としての知的・発達障害者支援」	障害者団体より1名
2017年6～7月	「共生社会実現のためのアクセシビリティの改善：バリアフリー化の推進」	障害者団体より1名、 行政官1名
2017年9～11月	「障害者権利条約の実践のための障害者リーダー能力強化」	障害者団体より1名
2018年2～3月	「地域活動としての知的・発達障害者支援」	障害者団体より1名
2019年8～9月	「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計」	障害者団体より1名、 行政官2名
2020年1月～2月	「地域活動としての知的・発達障害者支援」	障害者団体より2名
国別研修		
2017年2月	「日本の障害者福祉制度と政策委員会」	障害者団体より3名、 行政官7名
2017年7～8月	「障害統計と障害者調査」	障害者団体より2名、 行政官8名
2017年12月	「障害者リーダーシップ育成」	障害者団体より5名、 行政官1名
2019年1月～2月	「障害者リーダーシップ育成」	障害者団体より5名、 行政官5名
2019年5月～6月	「物理アクセシビリティ改善」	障害者団体より3名、 行政官7名、大学教員1名
2020年1月	「障害者権利法実施促進のための NGO・行政連携強化」	障害者団体より6名、 行政官5名

(4) 投入総額と機材供与

1) 日本側総投入額

当初計画額 : 2億8,631万2,377円

実績額 : 2億6,303万7,138円

2) 機材供与：約 102 万円

パソコン、カラーコピー機、空気清浄機、プロジェクターなど、約 2,200 万トウグルグ相当額のプロジェクトオフィス物品が供与された。本機材はプロジェクト活動のために使用され、プロジェクト終了後も引き続き活動を継続させることを目的に、労働社会保障省に供与された（表－1）。

表－1 機材供与リスト

(単位：トウグルグ)

機 材	規格・品番	取得価格
ノートパソコン	Dell Vostro 3558	1,180,909.00
ノートパソコン	Dell Vostro 3558	1,180,909.00
カラーコピー機	Konica minolta bizhub c258	12,654,509.09
空気清浄機	SHARP KC-d6OE	1,090,818.18
空気清浄機	SHARP KC-d6OE	1,090,818.18
コピー機用フィニッシャー	Konica minolta FS 533	2,618,181.82
プロジェクター	Epson EB-97 H projector	1,427,181.00
金庫	ES045	800,000.00

出所：プロジェクトチーム作成

3) 在外事業強化費：約 5,050 万円

プロジェクト期間中、総額約 5,050 万円がプロジェクト活動のための在外事業強化費として支出された。在外事業強化費の主な項目には、成果品作成費（障害者白書等）、研修及びセミナーの開催経費、通信費、車両ガソリン代が含まれる。プロジェクトが支出した年度ごとの在外事業強化費詳細は表－2のとおり。

表－2 年度ごとの在外事業強化費のうちプロジェクト活動費

(単位：トウグルグ)

年 度	金 額
2016	246,383,539
2017	268,065,056
2018	415,945,999
2019	326,577,470
2020	5,464,550
合 計	1,262,436,614

備考：ただし、在外事務所執行による在外事業強化費を除く。

出所：プロジェクトチーム作成

〈モンゴル側〉

- (1) 労働社会保障省のカウンターパート（Counterpart Personnel：C/P）職員の配置と協力機関
 - ①責任者（1名）：労働社会保障省人口開発局・局長
 - ②マネージャー（1名）：障害開発課 課長
 - ③スタッフ（3名）：同課職員3名
 - ④労働社会保障省の実務総責任者として事務次官もプロジェクトに協力
 - ⑤2018年9月に障害者開発庁が設立され、障害者開発庁職員もプロジェクトに協力
 - ⑥関連省庁・機関の参加：合同調整委員会（Joint Coordination Committee：JCC）に、道路運輸開発省、建設都市計画省など10省庁・機関から代表者が参加
 - ⑦障害者の参加：JCCに8名の障害者団体の代表が参加
- (2) プロジェクト事務所のスペースの提供
- (3) 活動に参加する労働社会保障省職員の人件費、モンゴル内の移動にかかる経費

2-2 プロジェクト活動

2-2-1 成果1

〈障害関連情報収集と方向づけ〉

2016年5月から12月にかけて、C/Pの労働社会保障省とJICA専門家が協働し、障害者団体・支援団体と連携のうえ、障害関連情報の収集を行った。具体的には、①障害分野NGOを訪問し、各団体の方針や活動、会員、運営、課題などに関して聞き取った情報収集、②関係省庁の障害に関する統計・法律・政策・教育・就労・生計・保健・社会保障・福祉サービス・人権などの情報収集のためのヒアリング調査、③物理・情報アクセシビリティに関するベースライン調査、等が含まれる。上記情報を「モンゴル障害国別情報」としてまとめ、2016年12月に初版を作成した。そして本資料を、PDMの指標作成にも活用した。

その後、モンゴルの障害統計・情報整備における課題やニーズを再度確認すべく、国家統計委員会や国立リハビリテーションセンターなどの関連機関と協議を行った。結果として、モンゴルの関係者に対し、日本における障害関連情報の整備や障害統計調査のあり方についての理解を促進し、モンゴルに必要な情報や統計について検討することが重要であることが明らかとなった。そこで、2017年7月26日～8月4日に「障害統計・情報整備に関する国別研修」を計画した。国家統計委員会、労働社会保障省、人口問題研究所、国立リハビリテーションセンター、労働・福祉サービス庁、障害者団体の代表に対し、同年4～6月に事前研修を行い、障害統計・情報整備のコアチームとして活動をしていく基盤を整えたうえで、本研修を実施した。本研修に係る活動の一環として、2017年に日本及びモンゴルにおける障害統計情報に関する「モンゴル国：『障害統計と障害者調査』リソースブック」を作成した。

それ以降、障害者白書と障害統計に関する取り組みがそれぞれ発展していったため、以下分けて記載する。

〈障害者白書〉

国別研修「障害統計と障害者調査」（2017年7月～8月）の実施後、帰国研修員10名が、2017年12月3日の国際障害者の日に向けて、モンゴル初の障害者白書の作成を開始した。障害者白書とは、モンゴル政府による障害児・者支援の規則や取り組みを一般国民に向けて発信し、関心・

理解を促すための年次報告書である。労働社会保障省や国家統計委員会等の帰国研修員が中心となり、通信・情報技術庁、建設都市計画省、道路運輸開発省、保健省、教育・文化・科学・スポーツ省、労働・福祉サービス庁、障害分野 NGO 等からの協力も得て、情報を取りまとめた。2017年12月に完成させ、2018年3月に『第1版障害者白書』を発刊した。労働社会保障省の既存のウェブサイトの閲覧者が多いため、2018年5月に同省のウェブサイトに掲載した(モンゴル語版、英語版、日本語版)。

『第1版障害者白書』の発刊を経て、労働社会保障省は障害者白書を周期的に編集・更新・発刊できるよう計画した。第2版では、第1版の内容に加えて、障害者副委員会の活動計画・実績をアップデートできる形式にするとともに、特集を組むこととした。2019年3月に労働社会保障省が第2版となる『2019年版障害者白書』を発刊し、2019年6月にウェブ版も公開した。第3版(2020年版)についても、労働社会保障省が主体的に取りまとめ作業を行い、2020年上半期中に発刊する準備を進めた。

障害問題に関する共通理解を関係者と図るために、労働社会保障省の作業部会や若手障害者リーダー勉強会・障害勉強会(成果2参照)、障害者副委員会セミナー(成果4参照)をはじめ、さまざまな機会に同白書が活用された。具体的には、障害分野の包括的な情報源またはテキストのような形での学習資料として(各種勉強会等)、モンゴル政府・行政等による障害分野における取り組みのモニタリング・ツールとして(障害者副委員会セミナー等)、また国際機関や障害者権利委員会への参考資料としてなど、さまざまな活用方法が明らかとなっている(詳細はP.56 成果品一覧リストの中の成果品1-5に記載)。累積で1,750部以上が配付された。また、労働社会保障省のウェブサイトにおいて、2019年11月12日現在のアクセス数は、『第1版障害者白書』において5,886回、『第2版障害者白書』において1,144回である。

さらに、モンゴルにおける障害者白書の意義と実績について、ウランバートルで開催される第4回アジア太平洋地域社会に根ざしたインクルーシブ開発(Asia-Pacific Community-Based Inclusive Development Congress : AP-CBID)会議にて、DPUBによる口頭発表を通じて、アジア太平洋地域の障害分野の関係者に対してグッドプラクティスとして示した(成果4参照)。

〈障害統計〉

『第1版障害者白書』の発刊により障害者統計情報の一元化を完了したのち、国家統計委員会長と労働社会保障大臣が2018年4月11日に共同大臣令を発出し、障害統計に関する調査作業部会を正式に発足させた。同作業部会には国家統計委員会と労働社会保障省、本プロジェクトのほか、保健省、教育省、社会保険庁、障害診断委員会等が参加した。2018年4月より作業部会が開催され、2018年5月上旬に国家統計委員会が調査票(初案)を作成し、モンゴルの2県(セレンゲ県、オルホン県)にてパイロット調査が実施された。

2018年5月に佐藤久夫短期専門家(日本社会事業大学教授)を招へいし、国際的な障害統計の動向を踏まえ、かつモンゴルの文脈に合わせた調査のあり方等について、国家統計委員会、労働社会保障省、障害分野 NGO 等とともに議論を深めた。そして、調査目的やデータ収集・分析方法の明確化の必要性が明らかとなった。特に、国家統計委員会をはじめとする関係者が、いわゆる「障害の社会モデル」(障害の根本原因は個人ではなく、社会の障壁にあるという視座)を反映した国際尺度などの障害統計の必要性と、モンゴルにおける障害統計の課題を理解しはじめたことにより、モンゴルにおいてその実施のあり方についての具体的な検討を行うことが可能となっ

た。その後、本プロジェクトは作業部会に参加するとともに、口頭及び書面にて継続的に調査票に関する助言等を行った。

2018年12月中旬には、国家統計委員会の主導の下で、バヤンウルギー県にて国際尺度「ワシントン・グループ短縮版質問セット」(The Washington Group Short Set on Functioning : WG-SS)を含む調査票を用いてパイロット調査が実施された。WG-SSは、国連統計委員会が設立した「ワシントン・グループ」が各国の政府統計局や障害関係の国際組織・団体の参加の下、国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health : ICF)の概念に沿いながら、国勢調査やサンプル調査等において利用可能な尺度を開発したものである。6領域(視覚、聴覚、移動、認知、セルフケア、コミュニケーション)の生活機能における制限あるいは困難さ(limitations or difficulties)を測定するもので、2006年に同グループにて同セットが承認された¹。本プロジェクトは調査員への研修時の協力や調査実施時の視察を通じてWG-SSの視点や運用等に関して助言を行った。2019年2月には、同じく国家統計委員会が主導して、ホブド県にてWG-SSを含む調査票を用いてパイロット調査が実施された。本プロジェクトも調査員への研修時の協力及び調査実施時の視察等を行った。特に、本プロジェクトとしては、上記のパイロット調査において、障害者だけではなく非障害者を含む全人口を対象とし、かつWG-SSを用いたサンプル調査により、障害者と非障害者の生活やニーズの状況の差異を明らかにすることが重要であることを複数回にわたって提案した。

2019年に国家統計委員会が本プロジェクトの提案を反映させる形で主体的に障害統計に関する調査報告を取りまとめ、障害分野の関係者を招集して発表会を開催した。また、国家統計委員会が主導する2020年の国勢調査のためのパイロット調査質問票に、WG-SSの項目が導入され、2019年1~2月にパイロット調査が実施された。調査地はウランバートル市及びドルノド県であった。本プロジェクトは2019年1月にウランバートル市内の調査員56名に対して障害やWG-SSに関するブリーフィングを行うなど、関係者に向けて側面的な協力や助言を行った。本プロジェクトは上記作業部会の一員であり、その影響がどれほどかの根拠は示すことはできないが、結果としては2020年1月に国家統計委員会が実施した国勢調査にWG-SSの項目が導入されることになった。

2019年5月及び11月には、国家統計委員会、障害者開発庁及びアジア開発銀行(Asia Development Bank : ADB)等の関係者に対して、本プロジェクトはパイロット調査の分析案を示すとともに、障害統計及び国際尺度についての理解を深めるための勉強会を実施した。今後の障害統計のあり方について一定の整理に資するものとなったと思われる。実際に、後述のとおり、モンゴル側(国家統計委員会及び労働社会保障省)が新しい障害統計分析を『第3版障害者白書』(成果品1-4)と『障害の社会モデル』の視点に基づくモンゴル国ウランバートル市における障害関連情報に関するブックレット(成果品1-5)に記載したことが1つの証左である。国家統計委員会及び障害開発課の執筆者・編集者はこの時期の活動を振り返り、「障害の社会モデル」(加えて、個人と環境の相互作用をみる「相互作用モデル」)の見方を理解したことが上記の活動において重要であったと語っている。

¹ 東田全央。(2019)．多元的な障害統計をどのように捉えるか：モンゴル国の事例から．『共生学ジャーナル』3, 139-152.

2019年10月から開始した『第3版障害者白書』の作成においては、国家統計委員会と協議のうえ、WG-SSを用いた障害統計調査（「世帯のサンプル調査」等²）の結果を含めることを提案した。同年12月に、障害開発課、障害者開発庁、国家統計委員会、ADB、NGO等とともに障害統計に関する勉強会を開き、これまでの総括と共通理解の促進を図った。上記協議を踏まえ、最終的に「障害の社会モデル」を反映した障害統計を公式のデータとして『第3版障害者白書』（成果品1-4）に記載する合意を得ることができた。これは、労働社会保障省及び国家統計委員会の関係者において障害者施策の根本にかかわる新しい障害統計の理解なくして実現し得なかったことと考える。ただし、障害統計自体は非常に複雑な議論を必要とするものであり、関係者によってそのデータのとらえ方にはばらつきがあったのも事実である。

そこで、2020年5月に、本プロジェクトは、国家統計委員会と労働社会保障省と共同で、障害統計及び障害者白書等の障害関連情報に関するブックレット（成果品1-5）を作成し、関係者の理解の醸成の定着をさらに図った。モンゴルにおける今後の障害統計の発展に向けてWG-SSの分析結果（特に国勢調査における詳細分析）が活用されることが期待される。

2-2-2 成果2

〈状況把握と活動計画の策定〉

プロジェクト開始直後の2016年5月から12月にかけて、ウランバートル市内の主要な障害者団体を13団体訪問し、活動状況や課題、ニーズの聞き取り調査を行った。さまざまな障害者団体と面談して情報収集を行った結果、障害分野NGOから少なくとも延べ556名の障害者と支援者がプロジェクト活動に参加していることが明らかとなった。また、モンゴルの障害者団体は、団体内の活動を推進する能力は高い一方で、政府や他団体と協力し、包括的に政策を策定したり、実施したりする能力が不足していることが明らかとなった。そこで、成果3に係る活動、つまりDETや物理・情報アクセシビリティ対策のセミナー、障害者国家委員会等への参加の促進と合わせて、障害者団体の能力を強化できるように活動計画（Plan of Operations：PO）を策定した。

〈障害勉強会〉

本プロジェクトは、表-3のとおり、障害者団体・支援団体の能力強化のため、2017年9月より、6回シリーズの「若手障害者リーダー勉強会」（第1シリーズ）を国立リハビリテーションセンターにて開催した。第5回より、遠隔地や物理バリアのため出席が難しい障害者に対しても講義を届ける試みとして、フェイスブック（facebook）のライブ機能を用いたビデオ配信を実施し始めた。

「若手障害者リーダー勉強会」全6回が完了したことから、2018年4月より「障害勉強会」（第2シリーズ、第3シリーズ）へ変更するとともに、行政官や関係者など、障害者に限らず多くの人を対象として再始動した。1回当たり40～50名の参加者が参加しており、人材育成の強化を図った。第2シリーズ及び第3シリーズに全6回中5回以上参加という条件を満たした約20名に対してそれぞれ修了証を授与した。

2019年度に、それまでの障害勉強会（一般コース）に加えて、同勉強会の修了者をターゲット

² 速報値では、男性6.1%、女性8.5%がWG-SSにおける障害者（生活困難さ有り）ということが示された。これは、これまでの労働損失程度認定による（つまり「障害の医学モデル」に基づく）障害者率3～4%程度を大きく上回るものであり、改めて「障害の社会モデル」や障害者権利条約に基づく指標としての意義を示すものである。

とし、障害分野に関する高度な専門性を身につけ政策立案者と同等に議論できる人材を育成することを目的に、障害勉強会「専門コース」(10回シリーズ)を毎月1回開催した。障害者団体や行政から18名の参加希望者が登録した。少なくとも1回以上のプレゼンテーションを行い、他の参加者との学びを深めた。2019年11月に、修了要件を満たした14名に対して修了証を授与した。

表-3 若手障害者リーダー勉強会・障害勉強会に係る開催実績

回	開催日	テーマ	参加者数(名)
若手障害者リーダー勉強会(第1シリーズ)			
第1回	2017年10月	英国の障害者運動の発展	54
第2回	2017年11月	米国の障害者運動の発展	52
第3回	2017年12月	日本の障害者運動の発展	51
第4回	2018年1月	タイ障害者運動の発展	48
第5回	2018年2月	フィリピン障害者運動の発展	47
第6回	2018年3月	日英米泰比の障害者運動についての振り返りと最終テスト	50
障害勉強会(第2シリーズ)			
第1回	2018年4月	障害者権利条約	62
第2回	2018年5月	障害統計	58
第3回	2018年6月	障害者の就労	48
第4回	2018年7月	モンゴルの障害児教育の取り組みと他国の事例	45
第5回	2018年9月	物理・情報アクセシビリティ	40
第6回	2018年10月	モンゴルの障害者の社会参加を促進するために必要な法制度と法律	44
障害勉強会(第3シリーズ)			
第1回	2019年1月	国際障害研修の実態と成果:学びを行動に移すために	51
第2回	2019年2月	視覚障害者運動	50
第3回	2019年3月	聴覚障害者運動	49
第4回	2019年4月	NGO間の連携	50
第5回	2019年5月	地域社会に根ざしたリハビリテーションとインクルーシブ開発	40
第6回	2019年6月	精神障害者運動・修了式	42
障害勉強会(第4シリーズ、一般コース)			
第1回	2019年9月	社会保障制度	40
第2回	2019年10月	社会福祉制度	32
第3回	2019年11月	日本の障害者就労支援制度(専門コースと合同)	52
障害勉強会(専門コース)			
第1回	2019年1月	オリエンテーション	18 登録
第2回	2019年2月	障害者団体間の連携のあり方や行政との協働	
第3回	2019年3月	障害と就労	
第4回	2019年4月	情報アクセシビリティ及び情報保障	

回	開催日	テーマ	参加者数(名)
第5回	2019年5月	インクルーシブ教育	
第6回	2019年6月	障害者に対する社会保障制度	
第7回	2019年8月	国連障害者権利条約(CRPD)と障害者運動	
第8回	2019年9月	自立生活運動と自立生活支援	
第9回	2019年10月	障害者の権利と実現	
第10回	2019年11月	まとめと修了式(一般コースと合同)	

出所：プロジェクトチーム作成

〈行政・NGOの連携強化〉

労働社会保障省からの発案で障害分野NGO及び個人向けのNGO情報交換会を2018年2月から2019年6月まで、1～2カ月に1回のペースで共催した。モンゴル行政が障害者団体へ直接活動報告をすることで、各関連省庁による障害分野における取り組みに対する理解が進んだと思われる。障害分野NGOからの質問も多く、活発な意見交換が行われた。

また、障害分野NGO間の連携や、NGOと行政の連携を強化するために、以下の活動を行った。政府と障害者団体が協力してCRPDを履行する手段を学び協議するために、2019年2月13～21日まで、タイにてアジア太平洋障害者センター(Asia-Pacific Development Center on Disability: APCD)の受入の下でスタディツアーを実施した。モンゴルから行政側4名とNGO側4名等が参加した。タイは政府と障害者団体の協力だけでなく、障害者団体同士の協力体制の構築にも優れた事例を有しており、研修員は障害者団体同士と行政各機関との連携について学ぶことができた。2019年3月4日に、タイスタディツアーの事後報告会を兼ねて、「行政・NGO連携会合」を開催した。同ツアーに参加した行政及びNGOからの帰国研修員が共同して発表した。特に、NGOが意見を集約するような団結や協議会の必要性についての声が強くなり、今後の協議のあり方を検討することとなった。2019年4月18日には、聴覚障害関連団体を対象に、NGO間の連携を促進するために何が必要かを議論する意見交換会を開催した。聴覚障害者が抱えている問題やニーズを探り、その問題を解決するために必要な連携について協議した。

〈本邦研修〉

2016年の本プロジェクトの開始以来、本邦研修として、「課題別研修」に障害当事者8名、「国別研修」に障害者団体より24名が参加し、能力強化を図った(一覧は「2-1 投入」を参照)。国別研修の実施前にはDETを含む事前オリエンテーションを実施し、各本邦研修後には本プロジェクト主導で帰国報告会を開催し、帰国研修員の学びを国内の行政官及び障害分野NGOと共有する機会を設けた。本邦研修後には、プロジェクト目標に係る障害者政策委員会の始動、成果1に係る障害者白書及び障害統計、成果3に係るアクセシビリティ改善等について、帰国研修員の障害者団体代表が行政と連携してそれぞれの活動に参加した。それらにより、障害者団体が研修のみならず、現場の活動のなかで能力強化を図る機会となった(詳細については各成果目標等を参照)。

2-2-3 成果3

〈障害平等研修〉

2016年10月28日及び11月4日にDET紹介セミナーをウランバートル市内で実施し、障害者団体・支援者を中心に120名以上が参加した。また、同年12月2日に「障害児のための教育改善プロジェクト」(The Project for Strengthening Teachers' Ability and Reasonable Treatments for Children with Disabilities : START)と連携し、教育研究所の指導主事約30名を対象にDETを実施した。同年12月7日～20日には、モンゴルで初となる第1回DETファシリテーター養成講座を実施し、16名のファシリテーターを育成した(表-4)。また養成講座を実施するにあたり、モンゴル語のDET教材を作成した。

2017年2月に本格始動したDETは、同年12月末で実施回数が144回、参加者が4,508名に上った。特に、同年9月から労働社会保障省の管轄下の全機関にてDETを実施した。2017年中のDET実施による具体的なインパクトとして、バヤンズルフ区のホロー、ソングノハイルハン区及びチンギルテイ区の労働福祉サービス課の施設が一部アクセシブルに改修されたことを確認した。具体的には、スロープの改修や施設内の手すり、低い受付カウンター及び担当業務を紹介する案内板の設置等が挙げられる(詳細は後述「2-3-6 成果4」の指標4-2を参照)。

2018年6月末には実施回数が189回、参加者が5,905名に達し、着実にモンゴル内における拡がりを示した。特に、それまでDETの実施先は行政機関中心であったが、企業や教育機関にも拡大した。例えば、2018年1月にはモンゴルで最大手のハーン銀行で実施し、人事部の職員30名が受講した。さらに、チンギス・ハーン空港の職員に対するDET及び接遇研修の第1回目(5月)には、97名(顧客サービス部、安全対策部、人事部、計画開発部、会計部等)が参加した。研修費を同空港が負担し、DETフォーラム・モンゴル(ファシリテーターで2017年8月に設立したNGO)が受注して実施した。

第2回DETファシリテーター養成講座を2018年4月10日から24日までの11日間実施し、16名のファシリテーターを養成した。演習や討論を通じて、参加者が障害の社会モデルの視点を獲得し、プレゼンテーション及びファシリテーションに関する一定の技術を習得したことを確認した。同期間中、シニア・ファシリテーター養成も並行して実施した。参加者6名が全課程を修了したことにより、DETファシリテーターのなかからリーダーを育成し、後進の指導ができる体制を構築した。

2018年下半期には、ウランバートル市教育局の指導主事及びナライフ区の学校教員を対象にDETを実施した。本件は、JICA無償資金協力で建設及び改修する学校を対象に計画したものであり、STARTとの連携事業である。学校建設というハード面の支援に併せて、ソフト面の支援としてDETが活用された好事例であり、冒頭にSTARTから協力概要と研修目的が説明され、修了後の振り返りの際にもSTARTの担当者から改善点等コメントをもらう等、現場での協働による相乗効果を図った。

さらに、STARTとの別の連携事業として、2018年11月に教員研修用ビデオ作成に取り組んだ。「障害の社会モデル」に関する講義と事例について、講師のスク립トやパワーポイント作成及び撮影に協力した。本教材は同年12月に完成し、オンライン教材として、地方部の教員にも活用された。また、2018年12月の国際障害者の日において、ウブルハンガイ県からの招へいにより、地方部で初めてDETを実施した。ウランバートル市内で開催されたDETに参加した同県職員からの依頼であり、地方部の障害のある人達の状況を知る有意義な機会となった。

2019年には、DETの実施先は行政機関や企業に加え、第4回AP-CBID会議の準備の一環として、市内主要ホテル及びボランティアを対象として実施計画に盛り込まれた。DETとともに障害者に対するサポート方法の研修を行うことが決定したところ、いずれの研修内容にも対応可能な団体としてDETフォーラムが受注し、障害者開発庁と委託契約を締結した。本プロジェクトは、企画書の作成支援、ファシリテーター向け勉強会及び現場での実施管理を行った。実施管理に関しては、ファシリテーターへの助言指導をシニア・ファシリテーターが担当するよう、リーダーの育成を図った。合計で15カ所のホテルを含む364名に対してDET及びサポート方法研修を実施した。第4回AP-CBID会議の準備が目的ではあったが、参加者からは、「障害のある人のみならず、高齢者をはじめとする多様なコンディションの人達を受け入れるうえで、役に立つ研修であった」等の高い評価を得た。

2019年3月にファシリテーターの復習や自習を目的に、DETビデオ教材を制作した（成果品3-1）。DETフォーラムの協力を得て、ファシリテーターが演習を行い、トレーナーが解説を加えるという構成で撮影をしたうえで、編集や手話挿入等作業を行い完成させた。

第3回DETファシリテーター養成講座を2019年12月5日から19日までの11日間実施し、14名のファシリテーターを養成した。併せて、ファシリテーターに助言指導ができる人材の育成を目的に、第2回目となるシニア・ファシリテーター5名の養成も同時並行で行った。さらに、シニア・ファシリテーターのなかからファシリテーター養成講座が実施できる人材の育成を目的に、3名のDETファシリテーター養成講座トレーナーの育成も行った。

なお、2017年6月、8月及び10月、2018年2月、4月、7月、9月、2019年3月、8月、2020年2月にファシリテーターの技術向上や活性化を目的としてフォローアップ研修を開催した。各ファシリテーターの活動報告や課題の共有は、相互に学びあい、刺激しあう点で目標達成に有効な方法であった。また、プロジェクト側でモニタリングを行い、ファシリテーターに共通する問題点を抽出し、本研修の機会に再演習を実施した結果、技術の定着、改善につながった。

3回の養成講座を経て、ファシリテーターは計46名、シニア・ファシリテーター11名、トレーナーは3名となった（表-4）。3回目の養成講座では、ドルノド県及びバヤンホンゴル県からも参加希望があり、旅費が自己負担にもかかわらず、両県から各1名が参加した。

2020年2月末現在で、DETの実実施回数は312回、参加者は10,250名に上った。DETフォーラムだけでなく、ファシリテーター各々が所属するNGOでの実施が増加しており、活動範囲は地方へと広がっている。2020年5月上旬に、DETの効果の発信と広報並びにブランド化を目的に、参加者1万人突破の記念行事を開催する予定である。

実施体制の構築に関する活動として、DETフォーラムの運営支援に取り組んだ。2017年8月にファシリテーターの発意で組織が結成されて以降、研修依頼者との調整業務や見積書作成等の経理指導を行い、2019年9月にはプロジェクトからの支援はほぼ終了し、独立した運営を行っている。これまでプロジェクトが企画、実施してきた前述のフォローアップ研修もDETフォーラムに引き継ぎ、2020年3月に実施する同研修は、DETフォーラムが企画・運営し、費用の一部も同団体が支出することとなった。

労働社会保障省は、DETの実施体制の強化として、2020年1月から実施規則の策定に取りかかり、同年3月31日付で「障害平等研修の実施及びファシリテーターへの資格授与に関する規則」が労働社会保障省大臣令A-86号として承認され、発効した。本規則は、DETの運用やファシリテーターの資格等を定めるとともに、DETを障害者開発庁が所掌し、事業予算を年間計画に反映

させる旨が明記されている。これにより、DET の事業化の目途が付けられた（成果品 3-2）。

表－4 DET ファシリテーター等の養成実績

	第1回	第2回	第3回	合計	備考
ファシリテーター	16名	16名	14名	46名	DET を実施可
シニア・ ファシリテーター		6名	5名	11名	ファシリテーターに助言指導可
トレーナー			3名	3名	ファシリテーターを養成可

出所：プロジェクトチーム作成

〈物理アクセシビリティ〉

物理アクセシビリティ改善についてはプロジェクト開始当初から継続的に活動を実施した（表－5）。2016年10月に物理アクセシビリティセミナーを開催し、行政機関や障害者団体・支援者など70名以上が参加した。本セミナーでは、モンゴルの現状と課題や取り組みを行政機関と障害分野NGOが発表し、情報共有を行った。その後、同年10月後半から11月にかけて、担当省庁の行政機関と障害分野NGOが連携し、物理・情報アクセシビリティ調査を約2週間実施し、11月30日には、両調査の報告会を実施した。その後、NGOと行政機関が協力し報告書を作成した。

2017年2月に実施した国別研修「日本の障害者福祉制度と政策委員会」において、日本のアクセシビリティに関しても講義と視察を行った。建設都市計画省及び道路運輸開発省から局長が参加したことがきっかけとなり、障害者副委員会の設置や物理アクセシビリティに対する行政の取り組みが活発となった。同年3月には、佐藤克志短期専門家を招へいし、物理アクセシビリティセミナーと参加型調査を実施した。この方法により、障害者団体と行政が連携し、利用者視点で物理アクセシビリティ調査が可能となり、より明確に課題を把握することができた。4月には、モンゴルの新ウランバートル国際空港に対するアクセシビリティ調査への協力を行い、5月にウランバートル市内全9区におけるアクセシビリティ調査とセミナーを実施した。市内9区の調査では、行政と障害者団体が協力し、区役所、病院、バス停、銀行、社会保険事務所、道路などを対象に調査が実施され、提言書も作成された。

2017年6月に第1回目となる障害者副委員会が開催され、また大臣令（57号）や大臣公式依頼（6月28日付）が發布された。これにより、関連機関に対しアクセシビリティ基準やノルマの遵守を求めるなど、アクセシビリティ改善に大きな進展がみられた。同年9月に道路運輸開発省、建設都市計画省、ウランバートル市役所と協議し、相互の活動内容と協力内容について確認を行った。JCCで合意された法律や基準・ガイドラインの見直し、具体的な改善プロジェクトの実施、そして行政官の障害問題に対する意識改革が重要との認識は両省・市役所とも共通であった。

その後も上記の関係者との会合等を重ね、物理アクセシビリティに関するニーズや課題について明らかにするとともに、今後の方針を検討した。建設都市計画省と道路運輸開発省の障害者副委員会がそれぞれ2018年1月に開催され、本プロジェクトも参加した。2018年2月には、建設開発センターとの協議を行った。同センターは、設計図に承認を与える機関であり、その承認がなければ業者は建設することができないことになっていた。関係者との協議を通じて、スロープなどのアクセシビリティは設計に含むことが必須となっているものの細かな規定がないことや、障害配慮への理解の低さが明らかとなった。そこで、DETやアクセシビリティ研修を実施するこ

とで関係者と合意した。2018年9月以降には、物理アクセシビリティに関し、建設都市計画省、道路運輸開発省、建設開発センター、建築士協会、建設事業者協会等と協議を行い、問題点の把握及び対策について相互理解に努めた。

その結果として、2018年11月15日に、各機関の役割や責任を明確にし、関係者で課題と対策を共有するために、物理アクセシビリティ改善セミナーを開催した。以上の活動から、物理アクセシビリティの改善には許認可制度の改革が必要ということが判明した。当時の制度ではスロープの有無しかチェックされておらず、設計段階でアクセシビリティが確保されていなかった。そこでまず設計図から改善し、アクセシビリティを確保したうえで建設する仕組みをつくる必要があることが明らかとなった。

2019年3月に佐藤克志短期専門家を再び招へいして、物理アクセシビリティ改善セミナーを開催するとともに、関係者との協議を行った。物理アクセシビリティ改善セミナーを開催したところ約120名が参加した。佐藤短期専門家は物理アクセシビリティに関する基本的な考え方、日本の法制度、モンゴルへの示唆等を紹介した。それを受けて、労働社会保障省、建設都市開発省及び建設開発センター、道路運輸開発省、障害分野NGO、大学教授等とともにパネルディスカッションを行い、議論を深めた。特に、モンゴルにおける物理アクセシビリティの法制度と実施状況との間にあるギャップに対する対策として、設計図の許認可制度に関するチェックリストや実施状況の改善案について協議した。

上記セミナーの成果を踏まえ、2019年5月29日～6月15日に名古屋市内にて国別研修「物理アクセシビリティ改善」を実施し、日本のバリアフリー法及び許認可制度を中心に講義を行い、また日本のアクセシビリティの現状を視察した。本研修を通し、義務基準の整備と基準どおりの承認は重要ではあるが、バリアフリーの実現にはそれ以上の工夫と努力が必要であり、関係者一同がバリアフリーの意義を理解し、社会に裨益する事業として開発を進めることが重要であることが明らかとなった。

2019年9月と12月の集中的な取り組みを行った。第一に、2019年5月に実施した本邦研修（名古屋）をはじめとするこれまでの成果を踏まえ、同年9月22日～29日に川内美彦短期専門家を招へいして、物理アクセシビリティ改善に係る取り組みを進めた。建築士や建築業界が現場からバリアフリーを実現できるように、基準に沿ったガイドライン（実施マニュアル）の作成への助言を含め、関係者に対する技術的な協議とセミナー等を実施した。具体的には、建設都市計画省との打合せ及び関係者とのガイドライン見直しに関する協議（9月24日）、道路運輸開発省事務次官との打合せ（同25日）等を行ったうえで、物理アクセシビリティセミナーを開催した（同26日）。第二に、川内短期専門家を再度招へいし、建設都市計画省、道路運輸開発省が作成中の建築基準に基づき、建築士や建築業界が現場からバリアフリーを実現するために必要なことを学ぶためのセミナーを実施したところ、約70名が参加した。本セミナーを通じて、モンゴル・バリアフリーの現状を見直し、建設業界として取り組むべきことを確認することができた。同時にウランバートル市役所の都市計画局と基準局と連携し、今後、建設される建物に対し、新しい基準を適用することを確認した。

表－５ 物理アクセシビリティにかかわる主要な活動一覧

実施日	活動内容
2016年8月17日～19日	物理アクセス現状簡易調査（区役所・交通機関・商業施設等）
2016年10月14日	物理アクセシビリティセミナー
2016年11月中旬	物理アクセシビリティ現状調査（基準と現状）
2016年11月30日	物理アクセシビリティ調査結果報告会
2017年2月6日～18日	本邦研修にてアクセシビリティ講義と現場視察
2017年3月14日～16日	物理アクセシビリティ参加型調査・セミナー（佐藤克志短期専門家招へい）
2017年4月19日	新ウランバートル国際空港アクセシビリティ調査（道路運輸開発省主催）
2017年5月23日～26日	ウランバートル市9区におけるアクセシビリティ調査
2018年6月13日	物理アクセシビリティ調査報告会
2018年11月16日	物理アクセシビリティ改善セミナー①
2019年3月10日～15日	佐藤克志短期専門家招へい
2019年3月12日	物理アクセシビリティ改善セミナー②
2019年5月30日～6月15日	物理アクセシビリティ本邦研修（名古屋）
2019年9月26日	物理アクセシビリティ実現セミナー「モンゴルに必要な物理アクセス・ガイドラインと現状」（川内美彦短期専門家招へい）
2019年12月11日	物理アクセシビリティ実現セミナー「モンゴルでバリアフリーを実現するために建築業界として取り組むべきこと」（川内美彦短期専門家招へい）

出所：プロジェクトチーム作成

〈情報アクセシビリティ³⁾〉

モンゴルで障害のある人々に対する情報アクセシビリティに関する政策として、「情報・通信に関する国家政策 2025」の目標 4.3 に、障害者を含む人々を情報・通信技術の発展で支えるという記載がある。また、「障害者権利法」の 11 条及び 12 条に、情報通信サービスの提供や公共機関のウェブサイト障害者のニーズに対応させること等が示されており、一定の法律、政策が存在している。しかしながら、具体化する施策や基準が整備されておらず、物理面のアクセシビリティと比較すると取り組みが遅れている。

こうした状況のなか、2016 年 10 月に情報アクセシビリティセミナーを実施し、情報アクセシビリティに関する現状や課題について、行政や障害者団体と協議した。同年 11 月には、行政と障害者団体の協働によるアクセス調査を行った。その結果、視覚障害者からは「テレビ放送に音声ガイドがない」、聴覚障害者からは「テレビに手話通訳を導入している放送局は 1 社のみであり、かつ手話通訳の画面が小さく見づらい」や「字幕も挿入されていない」などの指摘があった。

そこで 2017 年 4 月に、行政及び障害者団体等の関係者が集まり、課題の共有と対策について

³⁾ 情報アクセシビリティとは、障害者や高齢者などの情報弱者に対し、適切な情報を提供することである。例えば、聴覚障害者にとっての手話通訳や、視覚障害者に対する点字やコンピュータの音声読み上げソフトなどが該当する。情報通信技術が発展している昨今において、これらの技術から恩恵を受けられない人たちが数多く存在し、それらの人たちに対して、情報へのアクセスを保障することは非常に重要である。

協議した。また 2017 年 6 月には、日本から河村宏短期専門家を招へいし、情報アクセシビリティ公開セミナーを開催した。このセミナーでは、ウェブや TV のアクセシビリティなど、幅広く日本や海外の事例を紹介した。さらに、2017 年 10 月に川森雅仁慶應義塾大学教授、株式会社アステムがモンゴルに来訪したことに合わせ、TV に手話や字幕を挿入することができるツールの Set Top Box (STB) の紹介を、労働社会保障省、情報通信調整委員会、通信会社である Unitel やモンゴル国営放送 (MNB) などに対して行った。その結果、モンゴルでも手話や字幕の挿入が可能であることを確認した。また情報通信調整委員会では、障害者副委員会が設置されており、TV に手話や字幕、音声ガイドを挿入するための国際規格 H.702 の導入を計画した。

2018 年 6 月に株式会社アステムと川森教授の再来訪に合わせ、情報アクセシビリティセミナーを開催した。最新 STB を使った手話・字幕付き放送のデモンストレーションを行い、モンゴルに導入するための意見交換を行った。2018 年 11 月に情報アクセシビリティ改善セミナーを開催し、行政機関と民間企業が取り組むべき内容を協議した。2019 年 5 月にはウェブ・アクセシビリティと TV の情報保障に特化し、主に TV 局やウェブサイト協会などを対象にセミナーを開催した。その結果、ウェブ・アクセシビリティに関しては、理解と賛同が得られ、労働社会保障省及び障害者開発庁で WCAG (Web Content Accessibility Guideline⁴) 2.0 のレベル A を満たしたアクセシブルなウェブサイトの作成を試みた。一方、TV の情報保障に関しては、手話通訳、字幕提供、機材、実施体制、予算など、さらなる情報や技術移転が必要であることが明らかとなった。その後、ウェブサイトのアクセシビリティに関して、通信・情報技術庁、障害者開発庁と連携し、モデルとなるウェブサイトの作成に取り組んだ。

2-2-4 成果 4

〈行政の能力強化と NGO との連携促進〉

2016 年 5 月以来、障害者開発課とは、上記の成果 1~3 に係るこれまでの活動すべてを協力して実施しており、それ以外にも、2016 年 9 月のマレーシア・CBR 世界会議 (副大臣も同行)、同年 10 月の JCC/障害者政策委員会の勉強会と委員の選定、議会の社会福祉・教育・文化・科学常任委員会への出席と委員長との面談など、すべての活動に連携して取り組んだ。

プロジェクト開始以降、本邦研修を効果的に実施した。「課題別研修」に行政官 3 名、「国別研修」に行政官より 33 名が参加し、能力強化を図った (一覧は「2-1 投入」を参照)。国別研修の実施前には DET を含む事前オリエンテーションを実施し、各本邦研修後には本プロジェクト主導で帰国報告会を開催し、帰国研修員の学びを国内の行政官及び障害分野 NGO と共有する機会を設けた。例えば、モンゴル行政官及び障害分野 NGO を対象に 2017 年 2 月 6 日~18 日に国別研修「日本の障害者福祉制度と政策委員会」を実施し、行政官 7 名と障害者団体から 3 名の計 10 名が参加した。研修後、道路運輸開発省、建設都市計画省、通信・情報技術庁、ウランバートル市役所、国立リハビリテーションセンターの連携が強化され、物理・情報アクセシビリティや障害啓発などの活動が活発になった。

2018 年 8 月に障害者開発庁が設立されたことを受け、同年 10 月 12 日に全日のセミナーを開催し、技術協力及び本プロジェクトの紹介と DET、担当者レベルとの顔合わせ・協議等を行った。

⁴ ウェブサイトの規格を作成している W3C (ウェブコンソーシアム) が作成する、アクセシブルなウェブサイトのガイドライン。レベル A (最低レベル)、AA、AAA (最高レベル) の 3 段階のレベルがあり、レベル A を満たすことが最低限のアクセシビリティを保障することとなる。

その後、アクセシビリティや障害統計、DET 評価等の活動のなかで、担当者レベルでの人材育成に協力した。

その他、CRPD 履行の骨格となるモンゴル国障害者権利法の見直しを障害者開発課と連携して実施した。2018年5月より、労働社会保障省に対して専門的な助言を行うために、本プロジェクトでは法律改定に向け法律と経済の専門家をコンサルタントとして業務委託契約を結んだ。同コンサルタントは現法の課題を明らかにするために関係者へのヒアリングを実施し報告書にまとめるとともに、障害者権利法改定に向けた概念案と改定案を提出した。

2018年12月3日の国際障害者の日には、「障害者権利保障のための行政と NGO の連携強化」と題したセミナーが ADB の支援を受け、国会議事堂大会議室にて実施された。本プロジェクトも国際的な観点から「モンゴルの行政と NGO の連携に対する成果と課題」を発表した。さらに翌年の2019年12月3日には、労働社会保障省と DPUB が共催し、「アクセシブルな未来」イベントのうちパート II 「物理と情報アクセシビリティ改善による障害者就労促進セミナー」を開催した。両イベントを通じて、国際潮流を踏まえた障害分野における情報及び活動の提案を行政官と NGO 関係者に示すとともに、本プロジェクトの成果を発信することができた。

〈障害者国家委員会・政策委員会〉

2016年に障害者国家委員会と障害者政策委員会の設立準備が進み、同年12月には国家委員会の障害者団体代表が確定した。その後、モンゴル政府は障害者国家委員会を始動し、各省に障害者副委員会を整備した。本プロジェクトとしては、これら政策委員会の設立時に、日本を中心に他国事例を紹介し、障害者が政策委員会に参加する意義や目的を説明し、また本邦研修でも日本の政策委員会について行政と障害者団体の代表に講義を行った。

2019年5月16日に障害者国家委員会及び障害者副委員会の能力強化の一環として、副委員会向けに初めてのセミナーを開催した。労働社会保障省からは事務次官及び局長が参加したほか、14のすべての副委員会から合計約70名が参加した。障害理解についての講義、CRPD 及びモンゴル国障害者権利法の実現・実施強化に向けた講義を行った。そのうえで、障害者副委員会ごとの協議を行い、各副委員会が抱える課題等について話し合った。本セミナー終了後に、本プロジェクトにて各障害者副委員会の実績、計画、課題等についての分析を行った。その結果、各省庁下の障害者副委員会において活動実績にばらつきがあることと、さらなる活動の促進が必要であることが明らかとなった。

2019年5月に障害者副委員会を対象に開催したセミナーから半年ほど経過したこと、また各副委員会が次年度の計画づくりをこれから行っていく時期であることから、障害者副委員会の取り組みの状況をモニタリングし、その活動を促進することを目的に、2019年11月28日に障害者副委員会フォローアップ・セミナーを開催した。12省庁から約60名が参加した。セミナーの前週に行った4つの副委員会（教育省、保健省、財務省、法務・内務省）のヒアリング結果報告、他国の省庁横断的取り組みの事例とアイデアの紹介、モンゴルで求められる実施体制の提案等を行った。最後に、それらを踏まえ、各副委員会のテーブルごとに2020年度の活動に向けた協議を行った。副委員会フォローアップ・セミナーのなかでの主要なテーマとしては、課題別による省庁横断的な連携の強化、行政機関における障害者雇用など重点課題に対する取り組みの促進、障害者団体・NGO の継続的な参加による定期会議やモニタリングの重要性、などが議論にあがった。

〈グッドプラクティスの発信〉

障害理解を進めるためのメディア戦略について、労働社会保障省のメディア担当と打合せを2018年2月に行ったところ、モンゴルでは、TV、新聞、ネット配信の3つを活用するのが最も効果的なメディア活用ということが明らかとなった。2018年5月にモンゴルTV局であるNTV局と契約し、プロジェクト・ニュースをTV配信することが決まった。毎月2回以上のニュースを配信し、障害啓発に努めた。また、新聞社とは2018年6月に契約し、2018年中に障害に関する毎週のコラムを毎週掲載した。

国外における広報にも努めた。NHK-World（「Side by Side」という番組）の取材が2018年4月16日～26日まで行われた。DETファシリテーター養成講座のほか、障害者白書やウランバートル市のアクセシビリティについて取材を受け、2018年7月に放送された。さらに同年、日本国首相官邸国際広報からの企画「日本の障害者支援：モンゴルでの障害者の社会参加推進」としてCNN局制作の2分程度のCM作成にも協力した。同CMは国際障害者の日（2018年12月3日）の週に放映された。

2019年7月2日～3日に開催された第4回AP-CBID会議の運営に協力するとともに、7月1日のプレイベントを開催した。特に、同会合の開催にあたり、国際運営委員会と国内運営委員会のそれぞれに対して、調整、助言、ファシリテーション等による協力を行った。また、同会合中に全体会議で発表するとともに、本プロジェクトからは障害者白書に関する発表、DETに関する発表を行った。

2017年5月以来、フェイスブックを活用して本プロジェクトの活動や事例の紹介も行った。2018年と2019年の7月～8月には、DETの勉強会やファシリテーターを紹介したフェイスブックの連載記事を掲載した。本連載では、機能障害（impairment）と障害（disability）を明確に区別して表現し、環境や態度によって生じている障害が伝わるように配慮して執筆し、障害の社会モデルの普及に努めた。

2017年10月からニュースレターも隔週で発行し、33号まで配付したことにより、グッドプラクティスの発信にも努めた（成果品4-2）。

2-3 プロジェクト目標及び成果指標とその達成度

2-3-1 上位目標

目 標	指 標
ウランバートル市において障害者の社会参加が促進される	1. ウランバートル市内で、少なくとも20%の障害者が自身の社会参加が増加したと認識する 2. アクセス監査を受けた公共施設及び民間企業の20%以上が、改善に向けて具体的な施策を実施する

以下で述べるように、プロジェクト目標及び成果指標を達成していることから、2つの上位目標はプロジェクト終了後の3年後に達成される見込みが高いと判断できる。

指標1：ウランバートル市内で、少なくとも20%の障害者が自身の社会参加が増加したと認識する

後述のプロジェクト目標に係る状況のとおり障害者の社会参加を促進する体制が強化されてきたことにより、達成される見込みが高い。実際、モンゴル政府としては、「障害者の権利保護、

社会参加促進及び開発支援国家プログラム」(2018～2020年)に、本プロジェクトの活動内容を含む取り組みを明記し、障害者団体と協働して実施しており(「2-3-2 プロジェクト目標」参照)、障害者の社会参加を促進する体制が自立的に発展していくことが見込まれる。

プロジェクト目標及び成果との関連の詳細は以下のとおりである。本プロジェクトは、社会にある障壁を軽減しなくしていく体制を行政及びNGOとともに構築していくことにより、障害者の社会参加が促進されるというビジョンの下で諸活動を実施した。社会における障壁には、物理、情報、人々の意識、制度が含まれ、本プロジェクトはそれらの社会課題に対して包括的に取り組んできた。さらに、プロジェクト目標にあるように、政策レベルにおいて障害者の参加とエンパワメントを促進するとともに、障害者団体に対する能力強化にも取り組んできた。

第一に、DETの実施により、行政や民間、一般市民の障害理解が醸成し、障害者への偏見や差別が軽減することが見込まれる。DET受講者に対して、受講前後の変化を比較するプログラム評価を実施した。「障害とは何か」という質問に対し、「人に原因がある」という個人モデルに基づいた回答をした参加者が演習開始時は75.6%であったが、演習後に4.4%に減少した。一方、「環境や人々の態度に原因がある」という社会モデルに関連する記述をした参加者の割合は、演習前に6.7%であったが、演習後に68.9%に増加した(詳細は「2-3-6 成果4」の指標4.2.及び成果品1-5を参照)。2020年2月に、DETの受講者数は1万人を超え、ウランバートル市内の総人口に対して0.7%以上が参加したことになるが、プロジェクト終了後も継続して実施され、受講者が増加していく見込みである。これまで、参加者の70%以上が障害の社会モデルの視点を獲得しているとともに、その後のインパクトとして、障害者雇用、アクセシビリティ改善、障害啓発活動など、組織レベルでの行動変容に寄与していることが明らかとなった。したがって、障害者の社会参加を促進する体制が行政のみならず、民間レベルでも広がり、意識及び行動の変容の拡大が着実に見込まれる。

第二に、障害者団体への能力強化として、本プロジェクトは障害者の社会参加に関する各種の勉強会、セミナー、研修等を実施してきた。それらの活動に複数回参加した60%以上の団体が活動において知識、技術、情報等を活用していることが明らかとなった(詳細は「2-3-4 成果2」を参照)。したがって、直接的に裨益した障害者団体の代表や参加者のみならず、組織としての障害者団体の能力強化により、ウランバートル市内に居住する障害者の社会参加を促進する体制の強化に対して間接的に正の影響を与え得るものである、と理解することができる。

障害者の社会参加に関する認識の割合を直接的に、また一概に予測することは適切ではないものの、以上のことから本指標は十分に達成され得ると判断する。

指標2: アクセス監査を受けた公共施設及び民間企業の20%以上が、改善に向けて具体的な施策を実施する

3年以内に達成される見込みが高い。本指標には、物理アクセシビリティ改善に係る活動と成果、とりわけ障害者団体の参加の下で実施された建設や都市計画等の関係者との協議と具体的取り組みが正の影響を与えることが見込まれる。本プロジェクトは、当該分野の障害者副委員会及び障害者開発庁と連携して、集中的にセミナーや協議会を実施し、設計図の許認可制度に関するチェックリストや法制度の実施状況の改善案について協議した。そして、障害者副委員会による自発的な取り組みを開始しており、物理アクセシビリティ基準の順守を義務化する動きが加速している。上記の許認可制度(PDM上の「アクセス監査」と同義とみなす)が確実に実施されるこ

とになれば、ウランバートル市内の建物等のうち、新規の建物については、原則としてすべての建物がアクセシブルでなければならない、ということになる。したがって、モンゴルの行政及び NGO による取り組みが継続していけば、プロジェクト終了後の 3 年以内に、新規の建物の 20% 以上において、物理アクセシビリティの改善が大幅に図られることは十分に可能であると判断できる。

さて上述したように、プロジェクト終了後に上位目標が達成できる可能性は十分にあるが、JICA として以下のモニタリングを実施することで目標達成の確認が可能であろう。指標 1 については、DET が継続的に実施されているかどうかを確認する。例えば、年間 50 回以上（1,500 人以上を想定）の DET が実施されていれば、障害の社会モデルの理解が継続して進んでいると考えられる。また参加者は、ウランバートル市内の地方自治体の行政官及び障害当事者に対して継続的に実施することが望ましい。そのうえで、障害者団体が活動を発展させているかどうかを確認する必要もある。例えば、障害者団体の連携促進、物理と情報アクセシビリティの改善、障害問題の啓発、就労支援、教育支援など、JCC メンバーだった障害者団体を中心に、障害種別や親の会などの主要な障害者団体の活動をモニタリングすることで、指標 1 が達成可能かどうかの判断材料となる。指標 2 について、改善された建築管理制度が実際に機能しているかどうか、建設都市計画省や道路運輸開発省と確認し、年間何件・何割の建築物が新しい建築管理制度の下で建築許可を受けているのか、また実際に建設された建物は、許可を受けたとおりに建築されているのかを確認する必要がある。新しい制度は最初の運用が重要なので、2020 年や 2021 年のモニタリングが重要となる。この建築管理制度が着実に実施されていれば、指標 2 も達成できると思われる。

2-3-2 プロジェクト目標

目 標	指 標
ウランバートル市において障害者の社会参加を促進する体制が強化される	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働社会保障省、ウランバートル市、関係省庁及び障害者団体/支援団体との情報共有会合が JCC とは別に公式に年 2 回開催される 2. 障害者の社会参加の計画、実施、モニタリングのプロセスに 8 以上の障害者団体/支援団体の代表者が参加する 3. プロジェクトを通じて行われた事業の継続的な実施が政府の公式文書に記載される

プロジェクト目標は下記のとおり目標値をすべて達成した。

指標 1：労働社会保障省、ウランバートル市、関係省庁及び障害者団体/支援団体との情報共有会合が JCC とは別に公式に年 2 回開催される

JCC とは別の会合として、労働社会保障省の障害者副委員会、ウランバートル市役所の障害者支部委員会、各省庁の障害者副委員会等が開催されており、行政官と障害者団体の代表がそれぞれに参加した（表-6）。副・支部委員会とも年 2 回の開催を計画しているが、実際は担当省庁によってさまざまである。副委員会は 14 省庁に設置されているので、年 2 回の開催としても 28 回実施されている。支部委員会はウランバートル市、その下の 9 区だけをみても 10 支部委員会が存在し、正確な実施回数は把握していないが、年 2 回と想定しても 20 回実施されている。さらに障害者国家委員会は労働社会保障省が事務局となり年 1 回開催され、障害者団体の代表が参加して

いる。これらを合わせると、少なくとも年間 39 回の公式な会合が行政機関と障害者団体の間で実施されている。

本プロジェクトでは、これら政策委員会（国家・副・支部委員会の総称）の設立時に、日本を中心に他国事例を紹介し、障害者が政策委員会に参加する意義や目的を説明し、また本邦研修でも日本の政策委員会について行政と障害者団体の代表に講義を実施して以来、実質的な活動の活性化を図ったものである。

さらに、NGO 情報交換会が 2018 年 2 月より 2019 年 6 月にかけて隔月に 1 回程度開催され、労働社会保障省、保健省、建設都市計画省の副委員会と障害者団体を中心とした NGO との情報交換が行われた。

表－6 各省管轄の障害者副委員会の委員（2018 年現在）

省庁名	委員の総数	行政機関	非政府機関
労働社会保障省	25	15	10
自然環境・観光省	18	10	8
国防省	11	8	3
保健省	24	17	7
建設都市計画省	26	18	8
食糧・農牧業・軽工業省	16	11	5
財務省	14	7	7
エネルギー省	16	8	8
法務・内務省	17	14	3
教育・文化・科学・スポーツ省	27	19	8
鉱業・重工業省	17	10	7
道路運輸開発省	18	14	4
外務省	9	8	1
通信・情報技術庁	24	14	6（民間企業）

出所：2019 年版障害者白書

指標 2：障害者の社会参加の計画、実施、モニタリングのプロセスに 8 以上の障害者団体/支援団体の代表者が参加する

障害者の社会参加の計画、実施、モニタリングにはいくつかの関連する委員会や会合があり、それぞれに障害者団体及び支援団体の代表者が参加した。障害者国家委員会には 12 の障害者団体・支援団体から 12 名の代表が参加した。労働社会保障省の障害者副委員会には 10 の障害者団体・支援団体から 10 名の代表が参加した（表－6）。他の全省と情報通信調整委員会にも障害者副委員会が設置され、障害者団体・支援団体の代表が参加し、現在のモンゴルでは障害者が政策形成や評価に参加する機会が大幅に増加した。JCC には、8 つの障害者団体・支援団体の代表が参加した（表－7）。

以上のことから、プロジェクト終了後においても、各委員会等において障害者団体及び支援団体の継続的な参加が見込まれる体制が整っていると判断できる。

表－7 JCC 参加者の一例（2019年6月）

氏名	組織・役職	区分
S.Tugalagtamir	労働社会保障省 人口開発局局長（議長）	行政
S.Regzen	労働社会保障省 障害者開発課 課長	
T.Munguntsetseg	労働社会保障省 障害者開発課 チーフ専門（秘書）	
S.Myandasmaa	道路運輸開発省 行政管理局 シニア専門家	
B.Gunbold	建設都市計画省 都市開発土地管理政策実施調整局 局長	
M.Sanjaadorj	大蔵省 予算政策企画局 予算支出課 課長	
N.Namsraikhuu	ウランバートル市役所 社会政策課 専門家	
G.Agar-Erdene	国家人権委員会	
S.Darimaa	国家統計委員会 人口社会統計局 専門家	
Ts.Burmaa	規格・度量衡庁 基準設定評価政策 専門家	
B.Bilegdemberel	通信・情報技術庁 政策調整課 課長	
A.Erdenebulag	情報通信調整委員会 行政管理法律課 課長	
Ts.Ganchimeg	障害者開発庁 局長	
Z.Munguntsooj	労働社会保障省 障害者開発課 専門家	
B.Boloroo	労働社会保障省 障害者開発課 専門家	
Ts. Oyunbaatar	モンゴル障害者組織国家協会	NGO
G.Ganzorig	モンゴル視覚障害者国家協会	
A.Enkhbaatar	モンゴル聴覚障害者国家協会	
B.Battsetseg	モンゴルダウン症協会 副会長	
B.Chuluundolgor	モンゴル車椅子協会 会長	
J.Enkhtaivan G.Tsedendambaa	ソングノ自立生活センター センター長	
M.Bayasgalan	モンゴル障害者国家協議会 会長	
B.Otgontuya	“BID CHADNA”（私たちはできる） NGO 会長	

注：参加者は、代理の場合などもあり、実際には開催日によって異なる。

出所：プロジェクトチーム作成

指標3：プロジェクトを通じて行われた事業の継続的な実施が政府の公式文書に記載される

モンゴル政府の「障害者の権利・社会参加・開発支援国家プログラム」（2018～2020年）にプロジェクト活動が記載されている。具体的には、成果1に対応する障害者統計及びデータベースに係る項目（同プログラム3-6）、成果2に対応する障害者団体及び非政府機関の能力強化（同プログラム3-7-3）、成果3に対応する物理及び情報アクセシビリティに関する項目（同プログラム3-5）とDET及び障害理解促進（同プログラム3-7-1）等に関する計画が含まれている（表－8）。したがって、以上の活動計画は、本プロジェクトを通じて行われた継続的な事業の実施が担保されていることを示すものである。具体的な活動成果については次節以下で述べる。

表－8 「障害者の権利・社会参加・開発支援国家プログラム」の実実施計画（2018～2020年）のうち本プロジェクトの成果・活動に関連する事項

第5目標		障害者に配慮した物理や情報アクセシビリティ向上					
効果（効果の指標）		指標 ・障害者に配慮した民間建築物の割合 ・障害者に配慮した公共交通機関の割合 ・建築物の利用許可を出す国家委員会で勤務する障害者の数 ・総テレビ・チャンネルにおける手話や字幕付きのニュース番組を放送するテレビ・チャンネルの割合					
活動方針-1		公共建築物、道路、道路施設、公共交通サービスのアクセシビリティ向上					成果3に 対応
5.1.1	公共建築物、道路、道路施設、公共交通に関する基準を評価し、改正する必要な一部の基準を国際基準に適合し、策定する。	・評価報告書 ・基準	・評価報告書、 改正基準の数	・道路運輸開発省 ・建設都市計画省	・障害者団体 ・国際機関	2018～ 2020	
5.1.2	障害者団体の参加により、道路インフラ及び社会福祉施設以外の建築物のバリアフリー化を評価する。	・評価報告書 ・基準	・評価報告書 ・評価を行った機関の数	・道路運輸開発省 ・建設都市計画省 ・UB市役所	・県・区役所 ・リハビリテーションセンター ・障害者団体 ・国際機関	2018～ 2020	
5.1.5.	「歩行者、障害者用道路。技術的要件基準」（MNS 5682：2006）を改正する。	改正基準	・改正基準の数 ・基準を守っている機関の数	・道路・運輸開発省 ・UB市役所	・UB市道路局 ・UB公共交通局 ・障害者団体 ・国際機関	2018～ 2020	
5.1.6	住宅街のストリート、道路の基準を新たに作成する。	基準	採択基準数	・道路・運輸開発省 ・UB市役所	・UB市道路局 ・UB公共交通局 ・障害者団体 ・国際機関	2018～ 2019	
活動方針-2		障害者の情報アクセシビリティ向上					
5.2.1	障害者の情報アクセシビリティ向上の取り組みでは関連法の改正案を作成する。	関連法案	・調査の数 ・改正法案の数	・通信・情報技術庁 ・通信規制委員会	・障害者団体 ・国際機関	2018～ 2022	
5.2.2	障害者の情報アクセシビリティに関する国際基準を検討し、必要な基準を新たに作成する。	報告書、基準	改正基準の数	・通信・情報技術庁 ・通信規制委員会	・障害者団体 ・国際機関	2018～ 2020	
5.2.3	障害者に配慮した行政機関、民間企業のウェブサイトのバリアフリー化を推進する技術解決方法を作成する。	業務計画	使いやすいウェブサイトの数	・通信・情報技術庁 ・通信規制委員会	・省庁 ・障害者団体 ・国際機関	2018～ 2022	
5.2.5	障害者政策、施策に関する情報のアクセシビリティを図り、公表する（本、ウェブサイト）。	使いやすいガイドブック	使いやすい報告書の数	・労働社会保障省 ・国家統計委員会 ・保健省 ・教育・文化・科学・スポーツ省	・障害者団体 ・国際機関	2018～ 2022	

5.2.6	モンゴル公営ラジオ・テレビや他のチャンネルのニュースや番組を手話通訳付き、映画を字幕付きで放送する。	見やすい番組	手話通訳付きのニュース及び番組の数、字幕付きの映画の数	・通信・情報技術庁 ・通信規制委員会 ・モンゴル公営ラジオ・テレビ	・モンゴルテレビ協会 ・障害者団体	2018～2022		
第6目標		障害者データベースを構築する。						
効果（効果の指標）		指標名 ・障害者データベース						
活動方針-1		障害者データベースを構築する						成果1に対応
6.1.1	国家統計委員会のデータベースにおける障害統計、データの種類を増加する。	活動計画	データの定数	・国家統計委員会 ・労働社会保障省	・障害者団体 ・国際機関	2018～2022		
6.1.2	国勢調査の質問セットには国際障害統計に関するワシントン・グループの短縮質問セットの内容を追加する。	活動計画	・質問を記載した発令、決定 ・障害者に関する質問の数	・国家統計委員会	・労働社会保障省 ・障害者団体 ・国際機関	2019～2020		
6.1.4	障害統計に関する国際研修やセミナーへの行政機関、NGOの代表者の参加を確保する。	活動計画	・経験交換研修の参加者数	・国家統計委員会 ・労働社会保障省	・国際機関 ・障害者団体	2017～2020		
第7目標		社会のあらゆる場面で障害者の生活に影響する課題への参加を確保する。						
効果（効果の指標）		指標名 ・障害者が投票しやすい投票所の割合 ・障害理解研修を受けた行政機関の割合 ・総障害者における家庭暴力及び人権侵害のため法律援助を受けた障害者の割合						
活動方針-1		市民の障害理解を促進する						成果3に対応
7.1.5	障害平等研修（DET）の啓発・普及のための活動を行う。	カリキュラム、計画	・研修開催機関の数 ・研修参加者の数	労働社会保障省	・障害者団体 ・国際機関	2018～2022		
活動方針-3		障害者自助グループの設立、障害者及び障害者団体の能力を強化する						成果2に対応
7.3.2	障害者団体のメンバーの能力強化のため国内外の研修に参加させる。	カリキュラム、計画	・研修参加の障害者の数 ・能力を強化した障害者の割合	・労働社会保障省	・国際機関	2018～2021		
7.3.3	若手障害者リーダー養成国内外の研修に参加させる。	カリキュラム、計画	研修参加者の数	・労働社会保障省	・リハビリテーションセンター ・国際機関	2018～2022		
7.3.4	障害者の権利を保護している障害者団体の能力強化のため地域及び国家会議を開催する。	・業務計画 ・会議からの勧告	・会議開催の数 ・参加者の数 ・勧告の達成率	・労働社会保障省	・リハビリテーションセンター ・障害者団体 ・国際機関	2018～2019		

7.3.5	<p>全省、県、区の下で障害者政策副委員会及び分支部政策委員会の活動を継続的にする。</p>	<p>業務計画</p>	<p>・会議、活動の数 ・運営が安定された障害者政策副委員会、支部委員会の数</p>	<p>・全省、 ・県・市・区役所</p>	<p>・リハビリテーションセンター ・障害者団体</p>	<p>2018～ 2022</p>	
-------	--	-------------	--	--------------------------	----------------------------------	-----------------------	--

出所：プロジェクトチーム作成

2-3-3 成果1

目 標	指 標
<p>ウランバートル市における障害者に関する情報が労働社会保障省において整備される</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働社会保障省が関連省庁や自治体と協力し、障害者の基礎統計が収集される 2. 労働社会保障省が関連省庁、自治体及び障害者団体/支援団体と協力し、障害者の社会参加を促進する社会資源の情報が収集される 3. 労働社会保障省が 20 以上の障害者団体/支援団体と協力し、障害者のニーズ調査が実施される 4. 調査結果分析レポートが作成される 5. 国際的尺度を取り入れた障害基礎統計に係る調査が実施される

成果1に係る5つの指標について、下記のとおり、すべて達成した。なお、障害関連情報を包括的に収集・分析してきた結果、各成果に重複している部分がある。

1.1：労働社会保障省が関連省庁や自治体と協力し、障害者の基礎統計が収集される

労働社会保障省障害開発課と JICA 専門家が協働で行政機関、障害当事者団体、障害分野の事業を実施する海外ドナー（ADB）等を訪問し、障害分野における基礎統計及び関連情報を収集した。その情報を基に、2017年に日本及びモンゴルにおける障害統計情報を「モンゴル国：『障害統計と障害者調査』リソースブック」（成果品 1-1）にまとめた（その後の活動で得られた障害統計に係る発展的な取り組みについては 1.4 及び 1.5 にて記載）。そのため、本指標を達成したと判断する。

1.2：労働社会保障省が関連省庁、自治体及び障害者団体/支援団体と協力し、障害者の社会参加を促進する社会資源の情報が収集される

上記 1.1 に係る活動と並行して、障害者開発課と JICA 専門家が、障害者団体及び支援団体へのヒアリングを行い、社会資源や現行の法律等に係る包括的な情報収集を行った。その結果を「モンゴル国別障害情報」（成果品 1-2）に統合して記載した。また、2018年7月3日に障害分野の「研究理論・実践会議」を開催し、行政、研究機関、障害団体等における有識者が障害者の権利をテーマに発表し、本プロジェクトの発表文を含む報告発表集を作成した（その後の活動で得られた障害分野における社会資源情報については 1.3 及び 1.4 に記載）。そのため、本指標を達成したと判断する。

1.3：労働社会保障省が 20 以上の障害者団体/支援団体と協力し、障害者のニーズ調査が実施される

本指標は主に 4 つの成果を含む。第一に、障害開発課と JICA 専門家が中心となり、障害者団体及び関係者 20 団体へのヒアリングを実施し、障害者のニーズを含む内容を上述の「モンゴル国別障害関連情報」に反映させた。第二に、国家統計委員会と労働社会保障省が主導する障害統計調査（1.5 参照）にて、障害者と非障害者の生活状況及びニーズを含むパイロット調査を実施し、本プロジェクトも同データを用いて再分析を行った（成果品 1-3）。第三に、労働社会保障省が中心となり、『障害者白書』（第 1 版～第 3 版）を作成するために、関係省庁及び障害分野 NGO との協議やデータ収集を実施した（1.4 参照）。第四に、2018 年度に、障害者権利法改定に係る状況及びニーズの把握のために、法律及び経済を専門とするローカルコンサルタントを備え、行政機関及び障害者団体/支援団体等へのヒアリング調査を実施した。2018 年 12 月に最終報告書を作成した（成果品 4-1）。以上の成果から、本指標を達成したと判断する。

1.4：調査結果分析レポートが作成される

上述のとおり、障害分野における社会資源や法制度・活動の実施状況等に関して、「モンゴル国別障害関連情報」、モンゴルにおいて初となる『障害者白書』、法律・経済コンサルタントによるレポート等が作成された。

関連省庁及び障害者副委員会における実績等の分析やレポートを含むものとして、『障害者白書』（モンゴル語版、英語版、日本語版）については、労働社会保障省が 2018 年 3 月に第 1 版、2019 年 3 月に第 2 版、2020 年 3 月に第 3 版を発刊した（成果品 1-4）。労働社会保障省の既存のウェブサイトの閲覧者が多いため、アクセシブルな様式として同省のウェブサイトにも掲載した。障害問題に関する共通理解を関係者と図るために、労働社会保障省の作業部会や若手障害者リーダー勉強会・障害勉強会をはじめ、さまざまな機会に同白書が活用された。『障害者白書』の作成の背景、経過、内容、インパクトについては、第 4 回 AP-CBID 会議にて、障害開発課と JICA 専門家が共同発表し、フルペーパーを作成した（成果品 1-5）。

障害統計に関するレポート（1.1 及び 1.5 にも関連）については、国家統計委員会が主体的に障害統計パイロット調査に関する各種レポートを作成し発表するとともに、本プロジェクトが各種障害関連調査の分析結果を含むブックレットを作成した（成果品 1-5）。『第 3 版障害者白書』においては、最新の障害統計調査結果分析報告が記されている。

以上の成果から、本指標を達成したと判断する。

1.5：国際的尺度を取り入れた障害基礎統計に係る調査が実施される

本指標は、プロジェクト開始当初、ホロー（市内各区の下にある役場）レベルでの調査により障害者数を正確に把握することが想定されていた。しかし、正式統計とされる「社会の一部の指標のフォーマット」等の障害統計データと既存の調査票は、機能障害にのみ着目する医療モデルに基づくものであった。つまり、CRPD やモンゴル国障害者権利法における障害の定義や社会モデルとも整合性が取れないものであるとともに、国際比較もできない状況にあった。したがって、ホローという地理的な問題ではなく、WG-SS 等の国際的尺度を用いながら調査を実施することが妥当であり、それに合わせて指標の文言の修正が必要であり、PDM.ver4 にて本指標を改定した（「2-4 PDM の変遷」参照）。

国家統計委員長と労働社会保障大臣による共同大臣令（2018 年 4 月 11 日付）に基づく「障害者の基礎データベースを構築するためのモニタリング、全国調査」の一環として、2018 年 5 月

上旬に国家統計委員会が主導して国際尺度 WG-SS を含む調査票（初案）を作成し、モンゴルの2 県（セレンゲ県、オルホン県）にてパイロット調査を実施した。また、国家統計委員会等が 2018 年 12 月にバヤンウルギー県、2019 年 2 月にホブド県にて、修正調査票（成果品 1-6）によるパイロット調査を実施した。2019 年に国家統計委員会がそれらの暫定的な分析結果を示した。加えて、『第 3 版障害者白書』に、WG-SS を用いた調査票に基づく分析データが掲載された。

また、国家統計委員会が主導する 2020 年の国勢調査のためのパイロット調査質問票に、WG-SS の項目が導入され、2019 年 1～2 月にパイロット調査が実施された。2020 年の国勢調査でも WG-SS が導入される見通しとなっている。

以上の成果から、本指標を達成したと判断する。

2-3-4 成果 2

目 標	指 標
ウランバートル市において障害者の社会参加を促進する団体の能力が強化される	1. プロジェクト主催の研修・セミナー等に参加した障害者団体の 60%が同研修・セミナーの内容を活用して活動を実施する 2. 障害者団体/支援団体の活動の参加者の 80%が活動内容に満足する（5 段階評価中 3.5 以上）

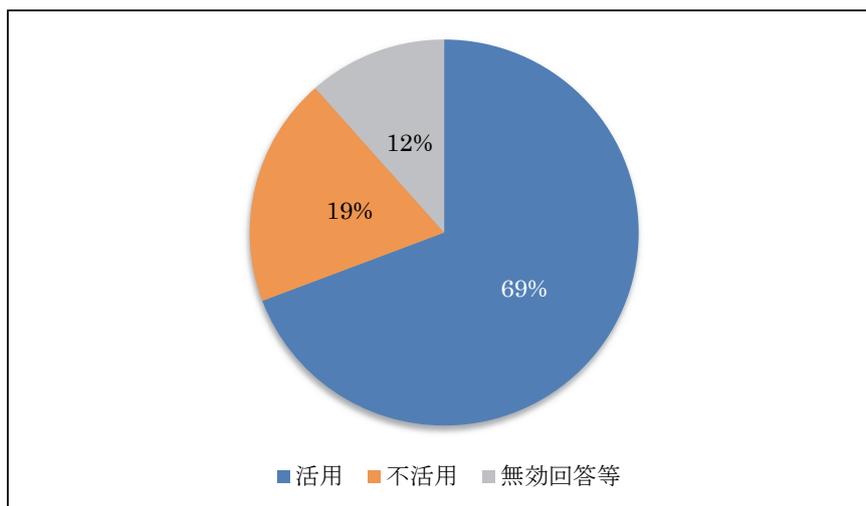
成果 2 に係る 2 つの指標について、下記のとおり、すべて達成した。

2.1：プロジェクト主催の研修・セミナー等に参加した障害者団体の 60%が同研修・セミナーの内容を活用して活動を実施する

本指標は、障害者団体等の活動等（ピア・カウンセリング、就労支援、情報提供、介助サービス及びアドボカシー等）への直接的な働きかけの成果測定を当初想定としていた。しかし、市内において障害者団体の能力強化・エンパワメントを図る活動が極めて限定的であることやノウハウ自体がないことが明らかとなった。そこで、本プロジェクトは障害者団体自体の育成とその能力強化等を目的としたセミナー、勉強会、研修等の諸活動を行った（PO ver.3 の活動 2.3）。本プロジェクトの活動から見えてきたニーズを反映させるため、PDM ver.4 にて本指標を改定した（「2-4 PDM の変遷」）。

「若手障害者リーダー勉強会」（全 6 回）・「障害勉強会」（2018 年 6 月末時点で 3 回）を開催した。また、本邦研修として、「課題別研修」に障害当事者 5 名、「国別研修」に障害者団体より 10 名、行政より 7 名が参加し、能力強化を図った。

図-1 に示したとおり、アンケートの結果によると、プロジェクト主催の研修・セミナー等に参加した障害者団体の 60%以上が同研修・セミナーの内容を活用して活動を実施していることが明らかとなった。具体的には、障害勉強会関連の複数回以上の参加者及び JCC の構成員（NGO）においては、69%が本プロジェクトの研修やセミナーで得た情報、知見、技術等を所属先の活動に活用していることが明らかとなった。表-9 に示したとおり、具体的な内容は物理及び情報のアクセシビリティ、障害理解・啓発活動など多岐にわたる。



出所：プロジェクトチーム作成

図－１ 障害者団体等における本プロジェクトにて得た知見・情報等の活用（n＝26 団体）

表－９ 障害者団体における本プロジェクトにて得た知見・情報等の具体的活用方法の事例

物理アクセシビリティ改善について、アクセシビリティ・チェックやその他の具体的な活動を行った。
組織内（視覚障害者協会）での研修実施の際に、アクセシビリティや障害理解に関する情報や知見を活用した。
聴覚障害者に関連情報を共有した。また、ドルノド・ヘンティール県で聴覚障害者協会と共同で聴覚障害者について研修を実施した。
障害勉強会等で得た知識を活用し団体（Urgah Gegeen Uils）の報告書を執筆した。
物理アクセシビリティについて諸団体及び一般公衆に対して情報提供している。
AP-CBID 会議の事前研修にて、ボランティアメンバー及びホテル・警察等の機関で DET 研修に協力した（DET Forum に協力）。

注：自由回答より抜粋。

出所：プロジェクトチーム作成

2.2：障害者団体/支援団体の活動の参加者の80%が活動内容に満足する（5段階評価中3.5以上）

2017年10月から2018年7月までに実施された「若手障害者リーダー勉強会」・「障害勉強会」及び各種セミナー16回分（回答者数355名）のうち302名（85%）が、活動に満足しているかについて、「4.かなり思う」か「5.非常に思う」と回答した（表－10）。

また、2019年11月に実施したアンケートでは、本プロジェクトの勉強会やセミナー等の活動について、障害勉強会及びセミナーに複数回参加したNGOのうち回答が得られたなかで（n＝35団体）、88.6%が5段階中4以上で満足していると回答した。

以上のことから、総合的に判断して、「障害者団体/支援団体の活動の参加者の80%が活動内容に満足」しているといえる。

表－10 勉強会及びセミナー参加者における活動の満足度の測定

	活動に満足しているか		(参考) 障害理解が進んだと思うか	
	(人数)	(%)	(人数)	(%)
0：無記入	12	3.4	8	2.3
1：全くない	4	1.1	3	0.8
2：思わない	2	0.6	2	0.6
3：思う	35	9.9	45	12.7
4：かなり思う	156	43.9	187	52.7
5：非常に思う	146	41.1	110	31.0
合計	355	100.0	355	100.0

出所：プロジェクトチーム作成

2－3－5 成果3

目 標	指 標
ウランバートル市において物理面及び情報面のアクセシビリティを改善するための資源が形成される	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害平等研修（DET）ファシリテーターが 32 名以上育成される 2. アクセス調査員が 40 名以上育成される 3. 建設・運輸関係の行政機関職員、建築士、建設業者などアクセシビリティの関係者 100 名以上がアクセシビリティ研修を修了する

成果3に係る3つの指標について、下記のとおり、すべて達成した。

3.1：障害平等研修（DET）ファシリテーターが 32 名以上育成される

下記のとおり、DET ファシリテーターを 46 名育成したため、本指標を達成した。第 1 回 DET ファシリテーター養成講座を 2016 年 12 月に実施し、16 名のファシリテーターを養成した。第 2 回 DET ファシリテーター養成講座を 2018 年 4 月に実施し、16 名のファシリテーターを養成した。また、第 1 回目のファシリテーターのなかから活躍している人材を選抜し、6 名のシニア・ファシリテーターを養成した。第 3 回 DET ファシリテーター養成講座を 2019 年 12 月に実施し、14 名のファシリテーターを養成した。また、シニア・ファシリテーターのなかから 3 名を選抜し DET トレーナーを育成するとともに、第 2 回目のファシリテーターのなかから活躍している人材を選抜し 5 名のシニア・ファシリテーターを養成した。

第 1 回目及び第 2 回目の養成講座に参加したファシリテーターは、講座修了後、精力的に活動した。2019 年 2 月末までに DET を 312 回実施し、参加者は 10,250 名に上る。対象は行政機関のみならず、教育機関や企業へと拡がりを見せた。例えば、2019 年 7 月に開催された第 4 回アジア太平洋 CBID 会合の準備として、15 カ所のホテル、空港職員、ボランティアなど 364 名に対して DET を実施した。

2017 年 8 月には、ファシリテーターが自発的に「DET フォーラム・モンゴル」を旗揚げし、NGO として正式に法人登録した。研修費を有料で受注するケースも出始めており、活動の拡大とともに、持続性も強化される傾向にある。

以上のことから、本指標は目標値以上に達成したと判断することができる（DET のインパクト

評価に関しては 4.2 を参照)。

3.2 : アクセス調査員が 40 名以上育成される

本プロジェクトでは、2016 年 8 月からアクセシビリティ調査を実施した。2017 年 3 月には日本から短期専門家を招へいし物理アクセシビリティセミナーを開催、障害者参加型調査の方法を学んだ。その後、新ウランバートル国際空港やウランバートル市内 9 区における物理アクセシビリティ参加型調査の実施などを通じて、行政と連携して調査を実施できる障害をもつ調査員を約 65 名育成した。育成された調査員を含む 3 つの障害者団体は、労働社会保障省より委託を受け 2018 年 6 月に関連する行政機関 37 カ所（ウランバートル市の各区にある労働福祉サービス庁や家族・青少年発達庁の事務所）のアクセシビリティ調査を行った。その結果、多くの課題が発見されたので、労働社会保障省と 37 の行政機関に報告書を提出し提言を行った。以上のことから、本指標は達成されたと判断できる。

3.3 : 建設・運輸関係の行政機関職員、建築士、建設業者などアクセシビリティ関係者 100 名以上がアクセシビリティ研修を修了する

物理アクセシビリティの改善に係る活動を、関連する副委員会及び障害者開発庁と連携して、集中的に実施した。第一に、佐藤克志短期専門家を招へいして、物理アクセシビリティ改善セミナーを開催するとともに、関係者との協議を行った。2019 年 3 月 12 日に物理アクセシビリティ改善研修セミナーを開催したところ約 120 名が参加し修了した。佐藤短期専門家は物理アクセシビリティに関する基本的な考え方、日本の法制度、モンゴルへの示唆等を紹介した。それを受けて、労働社会保障省、建設都市計画省及び建設開発センター、道路運輸開発省、障害分野 NGO、大学教授等とともにパネルディスカッションを行い、議論を深めた。

第二に、上記セミナーの成果を踏まえ、2019 年 5 月 29 日～6 月 15 日に計 11 名の研修員（表 11 : 行政官 8 名と障害分野 NGO 代表 3 名）が名古屋市内にて実施された国別研修「物理アクセシビリティ改善研修」に参加し修了した。日本のバリアフリー法及び許認可制度を中心に講義の受講や、また日本のアクセシビリティの現状を視察した。同研修員は本プロジェクトとの物理アクセシビリティ改善への今後の取り組みにおいて中心的な役割を果たした。

第三に、建築士や建築業界が現場からバリアフリーを実現できるように、基準に沿ったガイドライン（実施マニュアル）の作成への助言を含め、2019 年 9 月 26 日及び同年 12 月 11 日に関係者に対する技術的な研修セミナー等を実施したところ、建設都市計画省、建設開発センター、道路運輸開発省の行政官を含む延べ約 160 名の物理アクセシビリティ関係者が参加し修了した。

以上の具体的な成果として、物理アクセシビリティ基準案等が作成された（成果品 2-1～2-3）。したがって、本指標の数値目標を達成するとともに、さらなる具体的な成果をもたらしたと判断できる。

表-11 「物理アクセシビリティ改善研修」への参加者

行政官		
氏名	所属先	役職
D.Chinzorig	労働社会保障省	投資、産業課長
B.Nyamdorj	建設都市開発省	法務課庁
U.Sosorbaram	障害者開発庁	政策実施局長
S.Myandasmaa	道路運輸開発省	行政管理局法務課チーフ専門家
R.Badamkhand	道路運輸開発センター	設計図許認、基準ノルマ企画課庁
I.Gonchigbat	モンゴル技術大学建築大学 建築学部	学部長
G.Munkhbold	建設開発センター	建設設計図許認課チーフ専門家
D.Ganchimeg	行政監察庁	建設技術観察インスペクター
NGO		
氏名	所属先	役職
M.Bayasgalan	モンゴル障害者国家協議会	会長
B.Ulziibayar	車椅子国家協会	アクセスチェック担当職員
E.Altantuya	モンゴル障害者組織国家協会	副会長

出所：プロジェクトチーム作成

2-3-6 成果4

目標	指標
障害者の社会参加を促進する労働社会保障省の能力が強化される	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働社会保障省により計画された DET の 90%以上が実施される 2. DET 参加者の 70%が障害の社会モデルを理解する 3. 労働社会保障省により計画されたアクセス監査の 90%以上が実施される 4. 労働社会保障省により障害者の社会参加のグッドプラクティスが 200 件以上、国内及び国外に向けて発信される

成果4に係る4つの指標について、下記のとおり、すべて達成した。

4.1：労働社会保障省により計画された DET の 90%以上が実施される

労働社会保障省が管轄下の全機関及びウランバートル市役所を対象とした DET を 49 回計画し、2017 年 9 月から 2018 年 5 月の間に 49 回実施し、100%完了したことから、本指標は達成したと判断できる（成果品 3-4）。

対象は、労働福祉サービス庁や家族青少年発達庁、社会保険庁及びウランバートル市内 9 区にある出先機関等であり、各機関のナライフ区、バガノール区及びバガハンガエ区といった 100km を越える遠隔地の支所も含んでいる。労働社会保障省の計画が中心となり、モンゴル国内で着実に DET の知名度が上がり、これに比例して需要も増加の一途をたどった。

4.2：DET 参加者の 70%が障害の社会モデルを理解する

2016 年 10 月 28 日～2018 年 6 月 22 日までの DET の間に収集されたアンケート（n=2,475）の

なかから、系統抽出法により 20% (n=495) をサンプルとして抽出した。その結果、障害理解が進んだかどうかについて、「3.思う」、「4.かなり思う」、「5.非常に思う」の総計が 99.6%であることから、「DET 参加者の 70%が障害の社会モデルを理解」したと推定することができる(表-12)。

表-12 DET 受講者の自己報告による障害理解及び満足度の測定

	障害理解が進んだかどうか		(参考) DET はあなたにとって有益であったか	
	(人数)	(%)	(人数)	(%)
0: 無記入	1	0.2	1	0.2
1: 全くない	0	0.0	3	0.6
2: 思わない	1	0.2	1	0.2
3: 思う	155	31.3	49	9.9
4: かなり思う	145	29.3	168	33.9
5: 非常に思う	193	39.0	273	55.2
合計	495	100.0	495	100.0

出所：プロジェクトチーム作成

2018年9月に実施した中間レビューを行った結果、障害の社会モデルの理解をより詳細に測定するためにアンケートを改定し、それ以降に実施することにした。上記の項目に加え、「障害は医療問題というより社会問題である」「障害の問題の原因は身体などの機能的な課題ではなく社会環境にある」「私にも障害の解決のためにできることがある」を取り入れた⁵。それぞれの項目について「思う」と答えるほど、障害の社会モデルを理解している、と判断することができるものである。2019年4月23日～2019年11月14日の間に収集されたアンケート(n=654)のなかから、系統抽出法により33.3%(n=218)をサンプルとして抽出した。その結果、5段階評価(1が「全く思わない」、5が「非常に思う」)において4以上だった割合は、「障害は医療問題というより社会問題である」で94.4%、「障害の問題の原因は身体などの機能的な課題ではなく社会環境にある」で95.4%、「私にも障害の解決のためにできることがある」で99.5%であった。よって、DET参加者の70%以上が障害の社会モデルを理解した、と十分に判断することができる。

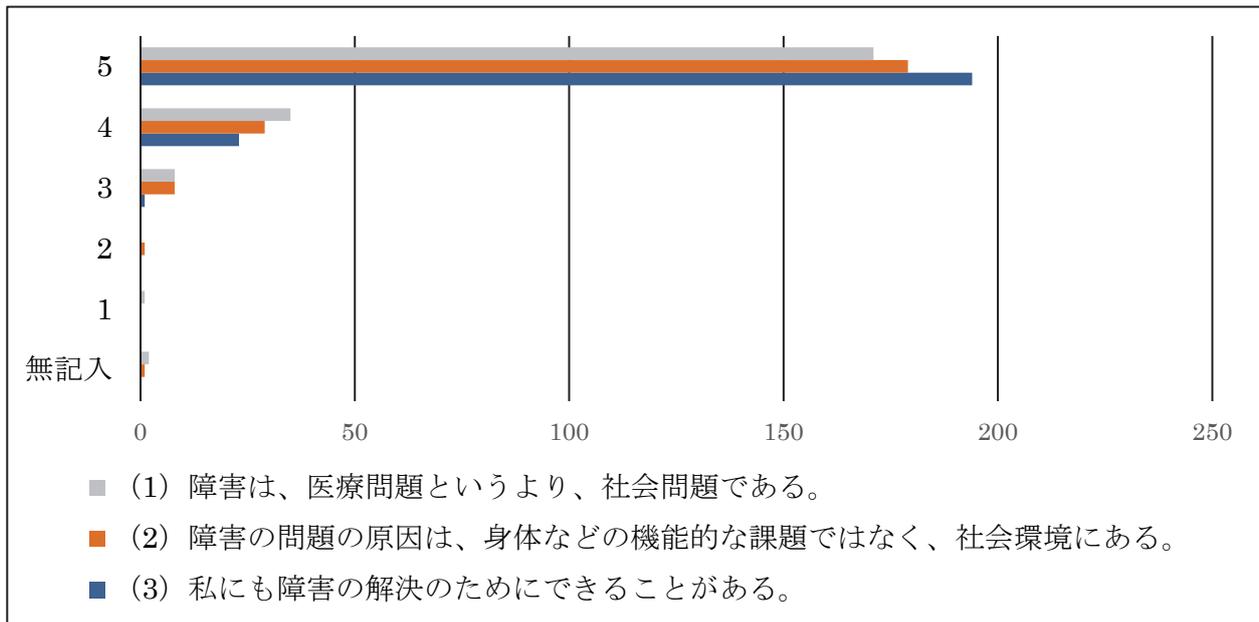
加えて、2019年に実施された2回のセッションにおいて受講者が記入したシートについて質的内容分析を行った(表-13)。個人単位のデータで演習前後の文章を判別し、「個人モデル的記述もしくは伝統的・宗教的記述」「社会モデル的記述」「その他の記述」「無回答」の4つに分類することができた。「個人モデル的記述もしくは伝統的・宗教的記述」に該当する人は、演習前に75.6%であったが、演習後に4.4%に減少した。一方、「社会モデル的記述」に該当する人は、演習前に6.7%であったが、演習後に68.9%に増加した。よって、上記のDET受講者においては、社会モデルの視点がセッション中に獲得されたと推測することができる。

⁵ 特定非営利活動法人障害平等研修フォーラム(2018)が実施した際に取り入れられた項目のなかから抽出した。(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/udsuisin/pdf/201703_hokoku.pdf)

表-13 DET 演習前後の「障害とは何か」シートの個人単位での比較 (n=45)

	演習前		演習後	
	人数	(%)	人数	(%)
個人モデル的記述もしくは伝統的・宗教的記述	34	75.6	2	4.4
社会モデル的記述	3	6.7	31	68.9
その他の記述	7	15.6	10	22.2
無回答	1	2.2	2	4.4
合計	45	100.0	45	100.0

出所：プロジェクトチーム作成



出所：プロジェクトチーム作成

図-2 DET 受講者における障害の社会モデルの理解度
(5段階評価：1「全く思わない」～5「非常に思う」)

2019年9月から11月にかけて、障害者開発庁の協力の下、DETに関するプログラム評価⁶を実施し、報告書を作成した(成果品1-5)。本調査の結果においては、DETの実施により行政及び民間セクターにおいて、諸個人の意識や行動の変容が見られるとともに、具体的なアクセシビリティの改善事例等を見出した。

事例としては次のものを挙げる事ができる。第一に、2017年4月にDETを実施したバヤンズルフ区の第27番ホロー(役場に相当)では、DET実施後に、「優しい地域づくり」作業部会が発足した。同ホローにおいて、障害者専用の駐車場や施設内の手すりの設置、スロープの改修等が実施された。第二に、2017年9月にDETを実施したソングノ・ハエルハン区の労働福祉サービス課は、労働福祉サービス課全職員を6つのチームに分けてアクセス改善に取り組んだ。その結果、スロープの改修、手すりの設置、手話研修の実施及び車椅子利用者向けの低い受付カウン

⁶ 東田全央(2020). 障害平等研修(DET)の評価方法に関する試論: 文献レビューを踏まえたモンゴル国における調査の検討. 『共生学ジャーナル』4, 152-171.

ターの設置等の改善が行われた。障害者専用の駐車スペースは、雪で路面が覆われた時のことを考慮し、壁にも車椅子マークを設置するなどの工夫が施されていた。また、担当部署を表示した案内板は、聴覚障害のある人のみならず、すべての利用者にとってわかりやすいものであり、職員にとっても尋ねられる回数が減り、業務が効率的になったとのことである。スロープの改修は元々取り組む予定であったが、DETを通じて他にも改善すべき点があることに気づいたとことで、予算がかかる洗面所の改修等は今後取り組む予定で、他にも地域の障害者を集めてニーズの聞き取りを行う計画であるとのことであった。

4.3：労働社会保障省により計画されたアクセス監査の90%以上が実施される

これまで労働社会保障省によって計画されたアクセス調査は2018年6月に実施された37カ所に対するものであり、100%実施された(3.2参照)。以上のことから本指標は達成されたと判断できる。なお、本プロジェクトにおいて、アクセス監査のみでは物理アクセシビリティの具体的な改善には至らないことが明らかとなり、より実質的な改善のために3.3にて示した成果指標に向けた活動を行った。

4.4：労働社会保障省により障害者の社会参加のグッドプラクティスが200件以上、国内及び国外に向けて発信される

労働社会保障省とともに行った発信の概算は表-14のとおりで、200件以上の発信を行った。本プロジェクトの500投稿以上のフェイスブックのページと34号のニュースレター、国内テレビによる25回以上のプロジェクト・ニュースの放映や25コラムの新聞記事の掲載のほか、NHK-World及び米国のCNNによる本プロジェクトの取材も大きな反響をよんだ。

メディア以外に効果的な発信を行った機会として、2019年7月2日～3日に開催された第4回AP-CBID会議における活動成果を挙げるができる。7月1日には、国内全県から行政間及び障害当事者の計5名ずつが参加のうえ、AP-CBID会議プレイベントを開催し、本プロジェクト等によるグッドプラクティスの発信を行った。また、同会合中に全体会議で発表するとともに、本プロジェクトからは『障害者白書』に関する発表、DETに関する発表を行い、国外に対する効果的な発信ともなった。

また、2019年12月18日～19日に中国広州にて国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)と中国障害者連合(CDPF)の共催により“Regional Forum on Advancing Disability-inclusive Development through the Beijing Action Plan”が開催された。主催者からの招待により障害開発課レグゼン(Regzen)課長が出張するところ、モンゴル政府のアドバイザーとして千葉寿夫専門家が同行した。千葉専門家とレグゼン課長が物理アクセシビリティの改善に関して発表し、参加者から高い関心が寄せられた。

したがって、本指標は数値上で達成されたことに加え、効果的な発信がなされたと判断できる。

表-14 グッドプラクティスの主な発信の一覧

時期・期間	内容・媒体	件数
2018年5月～ 2019年3月	モンゴル国内のテレビ(NTV局等)によるプロジェクト・ニュース放映 2018年4月25日 DET養成講座 2018年5月8日 空港研修	25回以上

時期・期間	内容・媒体	件数
	2018年 5月23日 障害勉強会 2018年 6月13日 アクセシビリティ協議会 2018年 6月14日 情報アクセシビリティ 2018年 7月23日 特別セミナー・社会保障 2018年 7月25日 障害勉強会 2018年 8月17日 DPUB 紹介 2018年 8月30日 DET フォローアップ研修 2018年 8月31日 障害者開発庁設立 2018年 9月22日 障害者ラジオ体操 2018年 9月28日 LEAD Mongolia における DET 実施 2018年10月 3日 NINJIN プロジェクトセミナー 2018年10月 8日 DAISY ガイダンスセミナー 2018年11月16日 物理アクセシビリティ改善セミナー 2018年11月22日 情報アクセシビリティ改善セミナー 2018年12月19日 NGO 協議会（教育・就労） 2018年12月20日 NVDA（スクリーンリーダー）完成式 2019年 1月29日 本邦研修（沖縄）①観光地のアクセシビリティ 2019年 1月31日 本邦研修（沖縄）②物理アクセシビリティ 2019年 2月 1日 本邦研修（沖縄）③研修紹介 2019年 2月 4日 本邦研修（沖縄）④ユニバーサルデザイン 2019年 2月13日 本邦研修（沖縄）⑤自立生活 2019年 3月 4日 タイスタディツアー報告会 2019年 3月 6日 日本センターでの DET・接遇研修 ※上記のほとんどの放映分について、業者の同意の下、JICA モンゴル事務所のユーチューブチャンネルにアップしてあり、閲覧可能である。	
2018年7月	国内外のテレビ局の取材による放映 2018年 7月 8日 モンゴル国営放送（MNB）「私の記録（20分）」 2018年 7月11日 NHK-World “Side by Side” 「We can do more（30分）」 2018年 7月16日 京都 TV・神奈川 TV 「目で聴くテレビ（30分）」 2018年12月 「CNN の CM/Side by Side（2分）」 ※その他、情報アクセシビリティセミナー等において各種メディアの取材対応を随時行った。	4番組以上 (CM含む)
2018年6月～12月	新聞社（Today）と契約し、毎週水曜日に障害に関するコラムを掲載	25コラム
2017年3月より終了時	フェイスブックを活用して本プロジェクトの活動や事例の紹介。また、障害勉強会の生中継としてフェイスブック・ライブを活用。	500投稿以上
2017年10月より終了時	ニュースレターの発行・JICA ウェブサイトへの掲載	34号
2017年2月より終了時	日本リハビリテーション協会 JANNET メールマガジン（月刊）への寄稿	18回
その他	2016年11月 8日 フジテレビネット配信「ハウドウキョク（30分）」にてプロジェクト紹介 2017年12月28日 日刊紙（ズーニメデ）千葉 CA インタビュー記事（1面、A4×3） 2018年5月 1日 モンゴルの建設専門紙 Barilga MN のインタビュー記事「アクセシビリティへの取り組み」	その他

注：上記は本プロジェクトにて把握しているもののみを記載。

出所：プロジェクトチーム作成

2-4 PDMの変遷

第1回 JCC にて、オリジナル PDM の空白の 8 指標 (X) のうち 6 指標を埋めたバージョン (= PDM version 1) を承認した。しかし、その時点ではまだ設定できない 2 指標があった。それは、上位目標の指標 2「アクセス監査を受けた公共施設及び民間企業の X%以上が、改善に向けて具体的な施策を実施する」と成果 1-6「X 名以上の調査員が育成される」の 2 つであった。前者は、アクセス監査の対象や計画が一切定まっていないこと、また後者は、調査員の育成計画が定まっていないことから、指標を算出することが困難であった。結局、第 2 回目の JCC で、アクセス監査を受けた「20%以上」の施設とし、調査員は育成されないこととなり、PDM version 2 を承認した。また第 2 回 JCC において、PO version1 に物理・情報アクセシビリティの活動がほとんど記載されていなかったり、障害者政策委員会の実施も含まれていなかったりしたため、現場の状況を踏まえて活動を詳細化・修正した PO を作成し、承認した (PO version 2)。

他方、PO を修正したにもかかわらず、その修正を PDM に反映させていなかったため、第 3 回 JCC にて PO の活動と一致した PDM version3 へ修正・承認し、第 4 回 JCC においても PDM version 3 が有効であることを承認した。2018 年 9 月に、プロジェクト期間が残り半分 (2 年間) を切り、指標の達成状況の総括と残りの期間における指標・活動の明確化を目的とした中間レビューを実施したところ、指標及び活動の一部を変更することが妥当であることが関係者の協議により明らかとなった。変更された指標は、例えば、指標 2.1「障害者団体/支援団体の活動に参加する月間障害者数が 20%以上増加する」であり、本指標は、当初、障害者団体にプロジェクトが直接支援し、活動を活性化させることで利用者数の増加を想定していたが、プロジェクト開始後に、障害者団体にまとまりがなく、また活動も極めて限定的であったことから、障害者団体の活動を直接支援することを止め、まずは障害者団体の能力強化を優先したため、次のように変更した。「プロジェクト主催の研修・セミナー等に参加した障害者団体の 60%が同研修・セミナーの内容を活用して活動を実施する」。以上の経過と理由を踏まえ、第 5 回 JCC において今回 PDM version4 へ修正した (「4-1 プロジェクト・デザインに関する課題・工夫」及び表-15 を参照)。

表-15 合同調整会議 (JCC) と PDM の変遷

回	開催日	特記事項
第 1 回	2016 年 11 月 11 日	PDM ver.1 の承認 (指標追記等)
第 2 回	2017 年 6 月 15 日	PDM ver.2 への変更承認 (指標追記等)
第 3 回	2017 年 12 月 7 日	PDM ver.3 への変更承認 (活動の修正等)
第 4 回	2018 年 7 月 2 日	PDM ver.3 に基づく活動計画の承認等
第 5 回	2019 年 1 月 11 日	PDM ver.4 への変更承認 (指標・活動の修正等)
第 6 回	2019 年 7 月 5 日	PDM ver.4 に基づく活動計画の承認等
第 7 回	2020 年 1 月 10 日	PDM ver.4 に基づく活動計画の承認等

出所：プロジェクトチーム作成

第3章 プロジェクト評価

3-1 DAC5 項目評価

3-1-1 妥当性

本プロジェクトの妥当性は、以下のような理由から高いと判断する。

(1) 政策上の必要性和優先度との合致

モンゴルの障害分野における4つの障壁（物理、情報、制度、意識）の課題は依然として大きい一方で、モンゴル政府は障害問題の取り組みを推進してきた。2016年6月の総選挙により民主党から人民党へ政権が交代したが、現政権も継続して、障害者の社会参加促進を積極的に進めた。「政府行動計画」（2016～2020年）においては、社会保障改善計画として「障害者の社会生活への平等の参加のための環境（機会）づくりをめざす政策の実施」と記載されている。また、「障害者国家プログラム2017-2020」が2017年12月に国会で承認され、それに基づく施策が実施されている（詳細は成果品1-4のうち第3版を参照）。さらに、2018年に労働社会保障省の傘下で障害者開発庁が設立され、同庁の組織体制や人材育成の必要性がC/Pへのヒアリングにより確認された。本プロジェクトは、モンゴルにおいて障害者の社会参加を促進する体制を強化することを目的とし、実際に行政及び障害分野NGO等とともにプロジェクト目標を達成したことに加え、モンゴルの行政施策の優先度に合致した諸活動であったことから、妥当性が高かったと判断する。

なお、日本の援助政策として、「対モンゴル国 国別開発協力方針」（2017年12月）の重点分野として、「包摂的な社会の実現」のなかに「障害者の社会参加・社会包摂の推進を支援する」ことが明記されている。そのため、援助方針とも合致するものといえる。

(2) プロジェクトの戦略的な妥当性

本プロジェクトは、社会にある障壁を取り除くことで障害者の社会参加が促進され、そのような障壁のない環境はすべての人々にとっても暮らしやすい社会づくりにつながるという、障害の社会モデルの視点に基づく活動を戦略的に実施してきた。本プロジェクトのすべての活動の関与者において、障害の社会モデルの視点に基づく共通理解を醸成するために、障害者のファシリテーターによるDETが極めて有効であったことがプログラム評価によって示された。例えば、行政による制度づくりや施策・活動の実施、さらには公立や民間の機関・団体による障害包摂的な取り組みなどがみられた。

各成果指標に係る活動においては、障害関連情報の集約（成果1）を進めたうえで、行政及び障害分野NGOの能力強化を図りながら（成果2及び成果4）、物理・情報のアクセシビリティの改善（成果3）をはじめとする省庁横断的な取り組みを実施し、すべての成果指標を達成した。言い換えると、障害者のエンパワメントと障害インクルーシブ開発を進めており、JICAの基本方針でもあるツイントラック・アプローチ⁷に基づく活動を現場のなかで実現してきたといえる。

よって、本プロジェクトのデザインの構成及び手段はともに適切であり、妥当性が高いと判断する。

⁷ https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200506_01_07.pdf

3-1-2 有効性

本プロジェクトの有効性は、以下の理由から高いと判断する。

(1) プロジェクト目標の達成度が高い

プロジェクト目標の3つの指標はいずれも達成された。第一に、労働社会保障省、ウランバートル市、関係省庁及び障害者団体/支援団体との情報共有会合がJCCとは別に公式に年2回開催された。具体的には、労働社会保障省の障害者副委員会、ウランバートル市役所の障害者支部委員会、各省庁の障害者副委員会等が開催されており、行政官と障害者団体の代表がそれぞれに参加した。第二に、障害者の社会参加の計画、実施、モニタリングのプロセスに8以上の障害者団体/支援団体の代表者が参加した。例えば、障害者国家委員会には12の障害者団体/NGOから12名の代表が参加するとともに、労働社会保障省の障害者副委員会には10の障害者団体/NGOから10名の代表が参加した。障害者副委員会については、会合が開催されているかのみならず、労働社会保障省が主導しながら各省庁傘下の障害者副委員会の活動実態についてモニタリングをしており、第2版以降の『障害者白書』にもその実績が記載された。第三に、モンゴル政府の「障害者の権利・社会参加・開発支援国家プログラム」(2018～2020年)にプロジェクト活動のうち、障害統計、物理及び情報アクセシビリティ改善、DET等に関する活動計画が明記された。したがって、プロジェクト目標に対する本プロジェクトの有効性は十分に高いと判断する。

(2) 成果によるプロジェクト目標達成への貢献度が大きい

本プロジェクトの実施過程においてPDM及びPOに若干の変更はあったが、本プロジェクトはPDMに基づき適切に運営し諸活動を実施した。行政及び障害者団体/支援団体の人材育成による能力強化を図りながら各成果指標を達成し、プロジェクト目標の達成につなげることができた。第一に、障害者団体/支援団体における能力強化のうち、本プロジェクト主催の研修・セミナー等に参加した障害者団体による評価では、活動への満足度の平均がいずれも3.5以上であるとともに、参加者の80%以上が活動内容に満足している。さらに、アンケート調査では60%以上の参加団体が同研修・セミナーの内容を活用して活動を実施していることが明らかとなった(「2-3-4 成果2」等を参照)。障害者国家委員会や障害者副委員会をはじめとする政策委員会へ障害団体/支援団体が参加するにあたり、単に形式的に参加するのではなく、政策的議論等に実質的に参加するうえで、障害者リーダーの育成をはじめとする障害者団体の能力強化はプロジェクト目標に貢献したと判断する。

第二に、行政の能力強化を示すものとして、労働社会保障省が主体的に諸施策・活動を着実に実施している。例えば、労働社会保障省により計画されたDET及びアクセス監査の90%以上が実施された。DETについては受講者の70%以上が障害の社会モデルを理解している。それらの実施過程において、障害当事者自身が参加し活動を実施する環境づくりを労働社会保障省が促進してきたことにより、プロジェクトが期待した成果によるプロジェクト目標達成に正の影響を与えたと判断する。

以上のように、確実にプロジェクトの成果指標を達成し、また諸活動の実施の基盤となる行政及びNGOの能力を強化してきたことから、諸活動の継続的な実施によって上位目標が達成される見込みも十分にある。したがって、成果によるプロジェクト目標達成への貢献度は十分に高いと判断する。

3-1-3 効率性

全般的には大規模な変更が生じていなかったことと PDM におけるすべての成果を達成したことから効率的であったと判断できる。一部の投入は効率的ではなかったが、適切な対処により、PO の修正を図ることができた。

(1) 予算削減及び新型コロナウイルスによる活動見直し

JICA の予算不足の影響で、2017 年 10 月～2019 年 3 月までの PO と在外事業強化費の見直しがあつた。結果として、2018 年 1 月、3 月、7 月に予定されていた短期専門家の派遣は延期または中止となり、第 4 四半期の在外強化費は予算執行なしとなったことなどにより、大幅な活動変更が生じた。同時期に、『障害者白書』などの発刊等含め、プロジェクト目標達成に向けた活動は最低限実施されたが、一時的に活動の停滞が生じたことは否めない。

加えて、2020 年 1 月下旬より、いわゆる新型コロナウイルスに関して、中国をはじめとする国々での流行に伴い、モンゴル政府は同年 2 月からの会合や移動等に関する自粛要請や規制を発表した。それにより、2 月から 4 月にかけて、本プロジェクトの活動は、短期専門家の派遣の取りやめを含め、大幅に制限せざるを得ない状況になった。本完了報告書作成時点においても、モンゴル事務所等と状況を見守っているところである。

いずれにおいても、その後、PO 上の活動実施時期等を変更し、また遠隔による柔軟な対応を取ることで、主要な活動の減少を最低限にとどめる努力を行ったことで、それぞれの活動が実施された。以上のことから、計画上において実施時期の変更や投入の多少の変更は生じたが、予算内での活動を工夫して実施することができたことから、ある程度効率的であったと判断する。

(2) 適切な専門家派遣

長期専門家派遣は計画どおりに行われた結果、計画された技術協力をほぼ完了した。チーフアドバイザー/障害主流化を担当する長期専門家は、幅広い関連知識と経験を有しており、プロジェクトの総括をはじめとする多岐にわたる活動を効果的に行った。障害者エンパワメントを担当し障害当事者でもある長期専門家は、本プロジェクトの基盤となる DET をはじめとして、障害者のエンパワメントを図った。調査分析/業務調整を担当する長期専門家は、2 年目に契約期間の都合で交代となったが、引継ぎが円滑に行われたことを含め、プロジェクトの実施を効率的に進めた。以上のことから、長期専門家の派遣は、バランスの良い構成を含め、効率的に行われたと判断する。

短期専門家の派遣に関しては、先述のとおり、2018 年 1 月、3 月、7 月に予定されていた派遣は延期または中止となった。2018 年 1 月に予定されていた障害統計の短期専門家は、同年 5 月に延期し、予定どおりの活動を実施した。また 2018 年 3 月に派遣予定であった物理アクセシビリティの短期専門家は、2017 年度の派遣を中止とし、2019 年 3 月に招へいした。約 1 年の延期となったが、それまでの間、モンゴル政府とアクセシビリティ調査の実施やセミナーの開催等の活動を継続し、2019 年 3 月の招へいも有意義なものにできた。2018 年 7 月に予定していた情報アクセシビリティに係る短期専門家派遣は中止となったが、前年度に招へいした短期専門家の紹介により、情報アクセシビリティを推進する民間企業のモンゴル出張に合わせ国内セミナーを開催する等の工夫を行い、活動を継続した。このように、短期専門家派遣の延期や中止が生じたが、派遣された短期専門家の投入の範囲では、物理及び情報ア

クセシビリティの改善に係る指標(成果3)や障害統計及び障害者白書への取り組み(成果1)を達成することに貢献したため、効率的であったと判断する。

(3) C/P 配置の変更

課題別研修「地域に根ざしたインクルーシブアプローチによる障害者の社会参加と生計」(2017年8月23日～9月30日)に参加した障害者開発課長であり、プロジェクト・マネジャーでもあった Ms. Batdulam が急遽退職し、C/P 側プロジェクト・マネジャーの後任が決まらない状況があった。同マネジャーの不在により、日常的な業務の調整や意思決定が遅延する等の事態が生じた。本プロジェクトとしては、かかる事態の改善のため、プロジェクト・ディレクターに早期の後任着任を要請した。2018年2月に正式にレグゼン新課長が着任した。レグゼン課長とは日常的に情報共有や今後の方針に関する協議を行いながら共通理解の醸成を図ることで、その後は効率的な調整や協議が可能となった。

3-1-4 インパクト

本プロジェクト実施により以下のインパクトが想定されるため、3年後に上位目標が達成される可能性が高いと判断する。

(1) 上位目標達成の見込みは高いと推測する

プロジェクト終了時である現段階において上位目標達成にみるインパクトについては、予測・見込みに基づき判断をする。上位目標である「ウランバートル市内で、少なくとも20%の障害者が自身の社会参加が増加したと認識する」及び「アクセス監査を受けた公共施設及び民間企業の20%以上が、改善に向けて具体的な施策を実施する」については、関係者への質問紙調査により測定することになっている。指標の測定にあたっては、「障害者の権利・社会参加・開発支援国家プログラム」(2018～2020年)の指標が2022年まで設定されており、各指標に記載のある関係者が取り組み、モンゴル政府が測定することを想定している(表-8参照)。それらの指標の詳細は現時点で未確定のため適宜モニタリングがあった方が望ましいが、「2-3-1 上位目標」にて記したとおり、いずれの指標についても達成される見込みが高い。特に、本プロジェクトの成果指標と同時にプロジェクト目標を達成したことを通じて、上位目標を達成することが大いに見込まれる。したがって、本プロジェクトによるインパクトとして、プロジェクト終了の3年後には、障害者の社会参加がさらに促進されている可能性が高い、と推測することができる。

(2) 正の波及効果

本プロジェクトの基盤となる障害理解啓発やアクセシビリティ改善等に係る活動により、正の波及効果がみられる。以下に示すように、参加者が障害に係る社会問題に気づく視点を獲得し、それに対して取り組むことを促すDETや他のセミナー・研修等の多角的な実施と相乗効果による波及効果が明らかとなった。

2019年9月～11月にかけて、障害者開発庁とDPUBにより、DETに関するプログラム評価を実施した。対象者の選定においては、DET受講により意識や行動の変容があったことが推察され、かつ情報に富むと思われるケースを目的的サンプリング(purposive sampling)により43名を抽出した。そのうち調査参加者39名(行政官16名、公立機関11名、民間・そ

の他 12 名) に対して半構造化面接等を実施した。本調査の結果、DET の実施により行政及び民間セクターにおいて、諸個人の意識や行動の変容がみられるとともに、具体的なアクセシビリティの改善事例等を見出した (表-16)。

表-16 DET 評価参加者における基礎情報 (n=39)

		(%)
受講回数	1 回	76.9
	2 回以上	23.1
受講形態	1 時間半 (短縮版)	17.9
	3 時間 (通常)	35.9
	3 時間+セット研修	46.2
障害理解の変化	有	89.7
	無	10.3
組織としての行動変化	有	76.9
	無	23.1
個人としての行動変化	有	69.2
	無	30.8

注：全体における割合や効果を示すものではなく、何らかの変化が期待された対象者に限った傾向を示唆するものである。

出所：プロジェクトチーム作成

組織レベルでの事例として次のものを挙げるができる。第一に、2018 年に DET を実施したバガノール区役所内において、案内板の高さの見やすい位置への変更、床の滑り止めの設置、ドアの敷居の撤去等が行われた。同区は、区役所周辺のサービス業者にもアクセシビリティ改善を働きかけており、銀行や通信会社等に区長が書面にて通知するとのことであった。例えば、隣接するハーン銀行支店では、スロープの設置やトイレの改修等が行われていた。同区は、DET に加えアクセシビリティに関する研修を実施しており、DPUB のさまざまな活動の成果が発現した好事例である。第二に、2017 年 9 月に DET を実施したソングノ・ハエルハン区の労働福祉サービス課は、労働福祉サービス課全職員を 6 つのチームに分けてアクセス改善に取り組んだ。その結果、スロープの改修、手すりの設置、手話研修の実施及び車椅子利用者向けの低い受付カウンターの設置等の改善が行われた。障害者専用の駐車スペースは、雪で路面が覆われた時のことを考慮し、壁にも車椅子マークを設置するなどの工夫が施されていた。また、担当部署を表示した案内板は、聴覚障害のある人のみならず、すべての利用者にとってわかりやすいものであり、職員にとっても尋ねられる回数が減り、業務が効率的になったとのことである。スロープの改修は元々取り組む予定であったが、DET を通じて他にも改善すべき点があることに気づいたとすることで、予算がかかる洗面所の改修等は今後取り組む予定で、他にも地域の障害者を集めてニーズの聞き取りを行う計画であるとのことであった。

このように、本プロジェクトによる DET 及びその他の活動との組み合わせによるダイナミックな相乗効果を通じて、幅広い波及効果をもたらされている可能性が示唆される。

3-1-5 持続性

以下のことから、長期的な観点から、主要な活動及び成果について持続性・自立発展性を見込むことが可能であると判断する。ただし、情報アクセシビリティにおける自立発展性には一部困難さが見込まれる。

①政策の実施の継続性が見込まれる

「2-3 プロジェクト目標及び成果指標とその達成度」で記したとおり、「障害者の権利・社会参加・開発支援国家プログラム」（2018～2020年）にプロジェクト活動が記載されており、モンゴル政府による予算配分が見込まれる。具体的な活動・成果ごとの持続可能性は以下のとおりであり、政策実施の継続性が見込まれる。

成果1のうち、国際尺度を取り入れた障害統計の整備については、2018年に発足した「障害者の基礎データベースを構築するためのモニタリング、全国調査実施作業部会」が継続的に活動を行っており、国家統計委員会が自発的に国勢調査への国際尺度WG-SSの導入を試みているなど、本プロジェクト終了後も成果の定着と発展が十分に見込める。『障害者白書』についても、労働社会保障省が第3版の取りまとめを行い、主体的に作成・編集作業を行っており、かつ必要な予算を確保したことから、持続性が見込まれる。

成果3のうち、物理アクセシビリティについては、建設都市計画省等の障害者副委員会が自発的に取り組みを開始し、物理アクセシビリティの認可基準順守を義務化しようとする動きがみられることから、今後もモンゴル側の自立発展的な取り組みが期待できる。情報アクセシビリティに関しては、ウェブ・アクセシビリティとTVの情報保障を優先課題としたセミナーを複数回実施し、関係者の課題把握と意識改善を行ったが、具体的な実施体制の構築には至っていない。その理由として、物理アクセシビリティと比べて対象とする媒体の種類と配慮を想定すべき機能障害の種類が多様であることから、その実施体制を4年間で確立することが難しいことが挙げられる。所管の通信・情報技術庁の障害者副委員会等によるさらなる取り組みの充実が求められる。

DETに関しては、障害の社会モデルの普及、物理・情報アクセシビリティなど、本プロジェクトの活動を推進するための意識啓発に多大な役割を果たした。そして、DETファシリテーターの能力の定着化を図るとともに、国家プログラムにおいて実施が記載されている。また、DETフォーラムのみならず、ファシリテーターが所属する各NGOでも実施が増加しており、地方においても着実に広がっている。2019年12月にトレーナーの育成を了したことから、モンゴル国内でファシリテーターの養成も可能となり、労働社会保障省がDETの実施体制の強化として「障害平等研修の実施、ファシリテーターへの資格授与に関する規則」を作成し、2020年3月31日付で大臣令A-86号として承認され、発効した。こうした点から、プロジェクト終了後の持続性並びに自立発展性は高い。

その他、本プロジェクトは、上位目標としてウランバートル市における障害者の社会参加の促進を設定し、プロジェクト目標としてそのための体制の強化をめざしてきた。特に、障害の社会モデルの視点を基礎としながら、障害分野NGO（成果2）及び行政（成果4）等の関係者の能力強化について重点的に取り組んだことにより、上記以外の障害分野における取り組みの促進を期待したい。

3-2 プロジェクトの実施及び成果達成への促進要因

3-2-1 包括的な活動等による相乗効果

本プロジェクトにおける4つの成果指標とそれに関連する活動を、すべて相互に関連づけながら実施したことが、成果達成に大きく貢献したと判断する。CRPDの着実な履行を推進するためには、同条約を支える障害の社会モデルや人権モデルに関する理解が必要であり、本プロジェクトは障害の社会モデルを普及する研修としてDETを基礎的な活動に据えた。DETの実施を担う障害者のファシリテーターの養成をPDMの指標以上に行いながら、物理・情報のアクセシビリティと障害統計・障害者白書等に関する活動を実施した。そのような省庁横断的な活動としてセミナーや協議会を実施する際に、DETを冒頭で実施することが多く、それにより関係者の障害理解を醸成することができた。実際、DET参加者の70%以上が社会モデルを理解したことが示されたこと、またプログラム評価においてDETと他の研修やセミナーをセットにすることで相乗的な効果をもたらされること等が明らかになった。以上のように、DETを基礎的な活動にしながら、焦点を絞った省庁横断的な活動を行ったことによる相乗効果は各成果達成のための促進要因であったと判断できる。

加えて、JICAの他案件との連携による活動や情報交換を積極的に行ったことが、プロジェクトの実施及び成果達成に正の影響を与えたと判断する。具体例としては以下のものが挙げられ、相乗効果が図られた。

- ・技術協力プロジェクト「社会保険実施能力強化プロジェクト」(Project on Strengthening the Capacity for Social Insurance Operation : SINRAI)とは、適宜情報交換を行うとともに、モンゴルの社会保障制度等について勉強会等を実施した。また、バガノール区の社会保険庁に対してはアクセシビリティ・チェックと助言を行った。
- ・技術協力プロジェクト「障害児のための教育改善プロジェクト」(START)とは、適宜、情報交換を実施し、双方のセミナーや研修にはオブザーバー参加もした。
- ・無償資金協力「ウランバートル市初等・中等教育施設整備計画」とは、物理及び情報アクセシビリティに関して、複数回にわたる意見・情報交換を行った。本プロジェクトが開催したアクセシビリティ関連セミナーに、同無償資金協力の関係者が登壇や参加をした。
- ・草の根支援事業「モンゴル障害児療育支援事業」の関係者がモンゴルに滞在する際には情報交換を行い、セミナーや研修会にも参加し、プロジェクトの紹介を行った。
- ・JICA ボランティア (Japan Overseas Cooperation Volunteers : JOCV) の障害関係隊員 (理学・作業療法士、言語聴覚士、障害児支援等) とも適宜情報交換を行い、本プロジェクトの主催する勉強会やDETへJOCVが参加した。

3-2-2 モンゴル国行政による取り組みの推進

2016年の政権交代後、現政府は継続して、障害者の社会参加促進を積極的に進めた。「政府行動計画」(2016~2020年)において、社会保障改善計画として「障害者の社会生活への平等の参加のための環境(機会)づくりをめざす政策の実施」と記載されているとともに、「障害者国家プログラム2017-2020」が2017年12月に国会で承認されるなど、障害分野への取り組みを進めてきた。そのなかでも象徴的な取り組みとして、労働社会保障省の傘下にある国立リハビリテーションセンターを障害専門の庁として格上げする計画が2018年度初頭に浮上し、2018年6月に正式に国会承認を受け、障害者開発庁として設立された。本プロジェクトは、障害者開発庁の組織

体制や人材育成に対する助言と協力を求められ、庁の組織体制構築に協力しながら、アクセシビリティ改善やDET実施等を行った。したがって、タイムリーな技術協力を実施することができたともいえる。

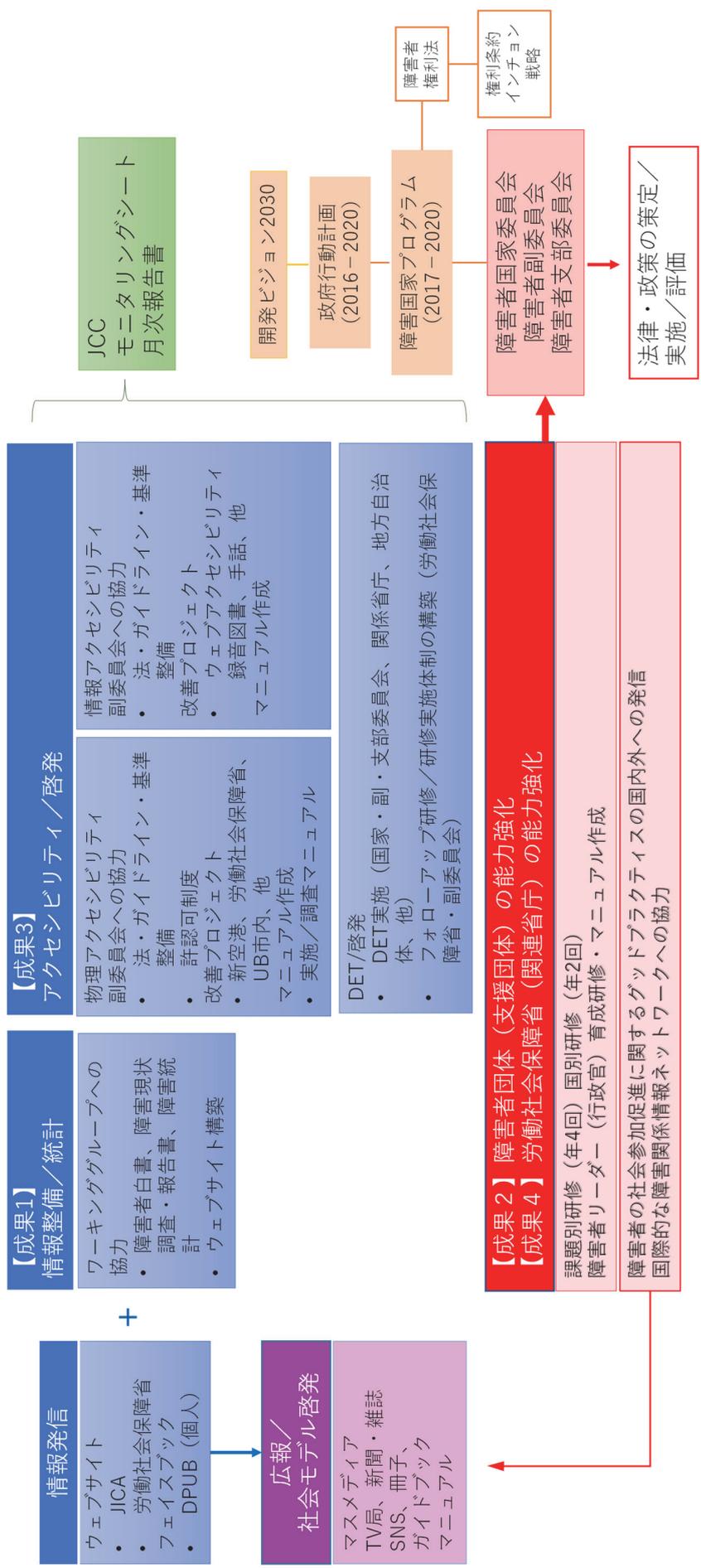
モンゴルの行政による取り組みの象徴的なイベントとして、2019年7月2日～3日に労働社会保障省と障害者開発庁が中心となり、第4回AP-CBID会合を盛大に開催したことも挙げることができる。これはモンゴルにおいては障害分野に関する初の国際会議となった。本プロジェクトとしては、同会合の開催にあたり国際運営委員会（IOC）と国内運営員会（NOC）に対して調整、助言、ファシリテーション等による協力を行ったが、労働社会保障省及び障害者開発庁によるイニシアティブは重要であった。結果として、国内外から約600名の参加者を迎えて盛大に開催することができ、かつモンゴルにおける障害分野の取り組みやグッドプラクティスについて効果的にアピールすることができる絶好の機会となった。

第4章 プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓

4-1 プロジェクト・デザインに関する課題・工夫

本プロジェクトのデザインに関して想定された課題の1つは関与者の多さである。CRPD等においても含意されているが、障害分野において省庁・分野横断的な取り組み、すなわち多様な関係者によるコミットメントが極めて重要である。実際、本プロジェクトにおいて多岐にわたる関与者を表す一例として、「2-3-2 プロジェクト目標」で述べたように、JCC参加者の所属先は分野横断的である。行政側からC/Pの労働社会保障省（障害者開発課）及び障害者開発庁のほか、道路運輸開発省、建設都市計画省、大蔵省、ウランバートル市役所 社会政策課、国家人権委員会、国家統計委員会、規格・度量衡庁、通信・情報技術庁、情報通信調整委員会が参加し、NGO側からは複数の機能障害種別から障害者団体・障害者支援団体が参加した。

そのため、関与者間において本プロジェクトの目標や方法等に関する共通の理解をもつことが極めて重要であった。そこで工夫した1つは、図-3にあるように、本プロジェクトの成果・活動と政府方針・計画との関係性を整理し、関与者に明確に伝えたことである。特に、各成果と内容を示しながら、各省庁とNGO、障害者副委員会等のコミットメントが不可欠であることを、JCCのような会議の場や必要に応じて個別協議の時などに丁寧に説明するようにした。アクセシビリティ改善、DETの人材養成及び実施、障害関連情報に関して関与者と協働するときには、活動概念と障害の社会モデルの視点を基礎としながら、より具体的にニーズや課題、役割分担などを協議していった。以上の工夫により、各成果指標に向けて取り組むことができたと考える。



出所：プロジェクトチーム作成

図-3 本プロジェクトの活動概念図

さらに、本プロジェクトが後半の2年目を迎えた2018年9月に、中間レビューを行い、プロジェクト・デザインについて成果達成状況を総括しながら見直しを行った。結論として、本プロジェクトは、中間時点において、おおよそ予定どおりの進捗状況にあるとともに、各成果の指標をおおむね達成済み、あるいは達成見込みであることを確認した。具体的には、プロジェクト目標は目標値に達しており、成果1～4に関しては、ほとんどの指標においておおむね達成しているが、一部の成果指標（1.5、2.1、3.2）についてはプロジェクト目標及び諸活動との関連の整合性を取るために改定が必要であることも明らかとなった。また、PDMに明記されていないその他の成果も見出した。その一方で、残りのプロジェクト期間で、プロジェクト終了後を見据えた持続性向上のための枠組みの構築が必要であることが明らかとなった。そこで、「2-4 PDMの変遷」にもあるように、第5回JCCにおいて今回PDM version4へ修正し、より適したプロジェクト・デザインになるように工夫した。

4-2 プロジェクト運営面に関する課題・工夫

4-2-1 C/Pとの協力体制の構築

C/Pとの組織レベルの協力体制と予算分担等に関して、本プロジェクトは、さまざまな状況の変化に合わせながら、適切に対応するように努めた。以下、主要な点に関して時系列的に記す。

2016年6月の総選挙により省内の人事が大幅に刷新され、同年7月に大臣だけ決定したが、その後の人事はしばらく確定せず、結局、プロジェクトの責任者・マネジャーが確定したのは9月であった。RDの変更はなく、責任者は労働社会保障省・人口開発局の局長、またマネジャーは同局障害者開発課の課長となったので、プロジェクトに大きな影響はなかった。また省内の障害に関する責任者である副大臣に対してプロジェクトの説明を行い、賛同を得た。2016年の活動初期の時点から、すべてのプロジェクト活動を障害者開発課と協力して実施した。また、同年9月にマレーシアにて開催された地域社会に根ざしたりハビリテーション（Community-Based Rehabilitation：CBR）世界会議への参加（労働社会保障省副大臣も同行）、同年10月のJCCの開催、障害者政策委員会の勉強会の開催と委員の選定、議会の社会福祉・教育・文化・科学常任委員会への出席と委員長との面談など、すべての活動にC/Pと連携して取り組んだ。

加えて、2016年に障害者国家委員会と障害者政策委員会の設立準備も着実に進み、同年12月には国家委員会の障害者団体代表が確定した。単なる情報交換会ではなく、政府の公式な委員会として障害者に関する政策決定や法整備などの役割が期待できることから、本プロジェクトとしては継続的に体制構築を支援した。

2017年10月に、障害者開発課のバトラム課長が退職し、2018年2月にレグゼン課長が着任するまで、5カ月にわたりプロジェクト・マネジャーの不在が生じたが、レグゼン課長との情報共有を密にし、本邦研修にも参加するなかで共通理解を醸成することができた。そして、PDM上の成果や活動と、労働社会保障省が取り組むそれ以外の関連活動に協働しながら、具体的な取り組みを進めることができた。

モンゴルの経済状況は継続して厳しい状態にあり、政府予算も非常に限られているため、モンゴル政府はIMFや他国ドナーから財政支援を受けていた。そのようななかでも、本プロジェクトとしては、労働社会保障省等がプロジェクトの活動にかかわる必要な予算を確保できるように、障害者開発課と協議を重ねた。そして、2019年度より、『障害者白書』の発刊、DETの実施、アクセシビリティの改善等に関して、本格的に労働社会保障省が予算負担する形に移行することがで

きた。

以上のように、本プロジェクトはC/Pとの協力体制を構築することにより、プロジェクト目標や成果目標の達成に向けて取り組むことができた。

4-2-2 プロジェクト・スタッフの雇用にかかる調整

プロジェクト・スタッフと専門家との人間関係は、スムーズな業務実施に影響を与える可能性がある。本プロジェクトは、JICAのモンゴル事務所の協力の下、プロジェクト・スタッフとして適した人材を選考することに努めた。業務経験、能力及び語学能力等において優秀な人材を確保することができた。また、チームビルディングのために日常的な対話を大切に、プロジェクト内の取り組みを円滑にできるように心がけた。結果として、プロジェクト・スタッフが長期専門家の業務を支援しつつ、プロジェクト目標と成果指標達成に向けて、ともに協力して取り組む体制をつくることができた。

2018年3月にプロジェクト・スタッフのうち、1名が産休に入り、それに合わせて代替のスタッフの募集をすることが必要となった。2019年にモンゴル事務所を通じて代替のスタッフを採用したが、自己都合により約1カ月強で早期に退職してしまった。その後、急遽の公募により、適切な人材を1名雇用することができた。その結果、空白期間は生じることなく、引継ぎも行うことができ、本プロジェクト運営の遅延等を最小限に抑えることができた。

4-3 技術面における課題・工夫

4-3-1 行政及び障害者団体の能力強化と連携促進への取り組み

行政及び障害者団体の能力強化（成果2及び4に対応）にあたっては、「2-2 プロジェクト活動」及び「2-3 プロジェクト目標及び成果指標とその達成度」で述べたように、勉強会やセミナー、各種の研修等を実施した。そのように各組織・諸個人の能力強化を図るとともに、行政と障害者団体等の連携、障害者団体・支援団体間の連携にも協力することが重要であった。

組織間の連携強化に関しては、PDM上に明記されていたわけではないが、障害者団体等において個別の組織の能力強化を図っても、政策レベルで行政と協働して取り組むには限界があり、その団結を図るためにプラットフォームの機能を果たすネットワークが重要であることが明らかとなった。そこで、国内外で研修及び会合をもちながら、NGO間の連携や、NGOと行政の連携を強化するための活動を行った。例えば、政府と障害者団体が協力してCRPDを履行する手段を学び協議するために、2019年2月13日～21日まで、タイにてアジア太平洋障害者センター(APCD)の受入の下でスタディツアーを実施した。タイは政府と障害者団体の協力だけでなく、障害者団体同士の協力体制の構築にも優れた事例を有しており、研修員は障害者団体同士と行政各機関との連携について学ぶことができた。同年3月にタイスタディツアーの事後報告会を兼ねて、「行政NGO連携会合」を開催した。同ツアーに参加した行政及びNGOからの研修員が共同して発表した。特に、NGOが意見を集約するような団結や協議会の必要性についての声が強くなり、協議のあり方を検討することとなった。同年4月には、聴覚障害関連団体を対象に、NGO間の連携を促進するために何が必要かを議論する意見交換会を開催した。聴覚障害者が抱えている問題やニーズを探り、その問題を解決するために必要な連携について協議した。それらの活動を継続することにより、障害者団体・支援団体の団結を促進する取り組みを進めながら、行政と障害者団体等の連携を促進する体制の強化を図ることができた。その結果、2019年9月頃、障害者団体フ

フォーラムが設立された。本フォーラムに、すべての障害者団体が参加しているわけではないが、連携の第一歩として大きな成果であった。

4-3-2 広報への積極的な取り組み

本プロジェクトの活動初期段階における各種調査や関係者との協議等を通じて、モンゴルにおいて障害者に対する偏見等の意識レベルでの障壁は大きな社会課題の1つであることが明らかとなった。そこで、本プロジェクトの直接的な関与者のみならず、広く国内外の市民の障害理解を進めるために、以下のように多様な広報に積極的に取り組んだ。

メディア戦略について、労働社会保障省のメディア担当と打合せを2018年2月に行ったところ、モンゴルでは、TV、新聞、ネット配信の3つを活用するのが最も効果的なメディア活用ということが明らかとなった。本プロジェクトは民放のNTV局と契約し、2019年3月末までの期間、毎月2回以上のプロジェクト・ニュースを配信し、障害啓発に努めた。同局に対し、1月に実施した本邦研修に同行し、障害問題に関するニュース作成、放映を依頼した。それらに加えて、本プロジェクト及び本邦研修の紹介、日本の物理アクセシビリティや障害者の自立生活とモンゴルへの示唆について、5分程度の特集ニュースが5回放映された。アクセシビリティが障害者のみならず高齢者や妊婦、子ども等すべての人に必要である点や、観光地のアクセシビリティが経済振興に資する点を広く発信できたため、効果的な取り組みとなった。JICA モンゴル事務所のYoutubeチャンネルに、プロジェクト・ニュースのモンゴル語版及び日本語字幕版をそれぞれアップロードし、継続的に閲覧できる形を取ることができた。

さらに、2019年7月2日～3日に開催された第4回アジア太平洋CBID会合に協力するとともに、7月1日のイベントを開催し、国内外のプロジェクト活動の広報に努めた。同会合の開催にあたり、国際運営委員会（IOC）と国内運営委員会（NOC）に対して、調整、助言、ファシリテーション等による協力を行った。また、同会合中に本プロジェクトの活動に関して全体会議で発表するとともに、『障害者白書』に関する発表、DETに関する発表を行った。

その他、日本国首相官邸国際広報の企画「日本の障害者支援：モンゴルでの障害者の社会参加推進」としてCNN局制作の2分程度のCM作成に協力した。同CMは2018年12月3日の国際障害者デーの週に全世界で放映された。

また、2017年5月以来、フェイスブックを活用して本プロジェクトの活動や事例の紹介を行った。2020年2月28日までの投稿件数は500回以上あり、フォロワーは6,285人にのぼった。2017年10月からニュースレターも隔週で発行し、現在33号まで配付するとともに、これまでのニュースレター及び新聞コラムをまとめた活動事例集の発刊も行った。

以上のように、国内外の人々に本プロジェクトの活動を通じて障害理解を図るため、さまざまに工夫した。

第5章 プロジェクトを通じて得られた教訓

5-1 自立発展性を維持するための教訓・提言等

5-1-1 モンゴルにおける障害平等研修の持続性について

DETの持続性に有効な取り組みとして、技術定着支援、実施体制構築及び事業化の3点が挙げられる。

技術定着支援は、主にフォローアップ研修の継続実施とDET終了ごとに行ったファシリテーター一間の振り返りが効果的であった。フォローアップ研修は、2カ月に1回程度、終日かけて集合型で行い、活動報告や共通課題の復習を行った。また、少人数で2時間程度、実践練習を中心とした勉強会も不定期に実施した。DET終了ごとの振り返りは、ファシリテーターが良かった点や改善点を共有するもので、当初は他者からの批判ととらえて受け入れ困難な様子のファシリテーターが散見されたが、次第に慣れ、ルーティーン化された。振り返りの定着により、DETがセッションの質によって効果に差が生じる点も確認され、技術定着につながった。

こうした活動に積極的に参加したファシリテーターは、着実に技術が向上し、実施依頼件数が増加し、指導者へと成長していった。一方で、モンゴルにおいて養成講座受講のみでDETが実施できる者は皆無であったため、講座終了後の継続的なフォローアップはファシリテーター育成に不可欠であった。

モンゴルにおけるDETは、行政主導による事業計画によって実施体制が構築され、施策への反映により事業化された。労働社会保障省がDETを管轄下の全機関で実施する計画を立案し、担当職員を配置し、2017年9月～11月までの3カ月間で全49回を完遂した。これにより、第1回目の養成講座で育成されたファシリテーターはほぼ全員が稼働し、上述の技術定着への取り組みがなされるとともに、行政機関における啓発の重要性やDETの効果が認知される機会となり、その後教育機関や企業にも広がっていった。実施体制を構築するためには、一定の規模や継続した実施期間が必要であることから、導入期に労働社会保障省が中心となり事業計画、実施することが有効である。

さらに、2018年に策定された「障害者の権利・社会参加・開発支援国家プログラム」にDETの実施が明記され、この実現に向けて2020年に「障害平等研修の実施及びファシリテーターへの資格授与に関する規則」が労働社会保障大臣令として発効した。同規則により、担当行政機関が障害者開発庁と定められ、同庁が事業予算を確保することとなった。DETの事業化には、施策への反映と予算根拠となる運用規則の策定が有効といえる。

5-1-2 モンゴルにおけるアクセシビリティ改善に係る教訓

モンゴルでは物理的アクセシビリティに関する法律や制度・基準が一定程度整備されているが、基準に関してはすべてが努力義務で、必ずしも基準を遵守する制度が構築されていない。また建設都市計画省や道路運輸開発省、建築士協会などは、アクセシビリティの重要性を理解しながらも、アクセシビリティを確保するための実施体制が構築されておらず、人材育成も不十分である。そのようななか、本プロジェクトでは、2016年8月からウランバートル市における物理的アクセシビリティの改善に取り組んできた（「2-2 プロジェクト活動」参照）。

それらの活動を通し、障害者が行政機関と連携しアクセシビリティ調査を実施できるようになり、障害者団体によりさまざまな行政機関等を対象に調査が実施されたことは1つの成果であっ

た。しかし、調査後にアクセシビリティが改善された事例は少なく、具体的な成果に結びついていないことから、物理アクセシビリティ改善に向けた制度面に着目し、モンゴルで公共施設や公共交通機関を建設する際の手続きや許認可についても調査を行った。その結果、建築の許認可制度に課題があり、現状では設計図の段階でアクセシビリティが確保されなくても建築許可が降りていることがわかった。

そこで、2018年11月から、許認可制度を改善するための課題を洗い出し、設計図からアクセシビリティを確保することに取り組み、2019年3月に短期専門家を招へいし、行政機関、建築事業者、障害者などを対象に、許認可制度のチェック項目など具体的な改善方法を学んだ。さらに、2019年5月には、物理アクセシビリティ改善の本邦研修を名古屋で実施し、アクセス改善に対し障害者が参加する意義を学び、名古屋市や愛知県から建築管理制度などについて学ぶ機会を得た。その結果、現在、モンゴル政府はアクセス基準の見直し、特に遵守基準の作成を行い、同時に建築管理制度の改定作業を行っている。しかし、建築管理制度が整い、基準どおりに建築されればアクセシビリティが十分に確保できるものではないことも、名古屋の本邦研修で学んだ。建築士や施主、行政機関がバリアフリーの意義を十分に理解し、同時に、バリアフリーが実現できるような人材育成と実施体制の構築も非常に重要であった。つまり、建築士や建築業界が現場からバリアフリーを実現できるように、モンゴルに適したガイドライン（実施マニュアル）を作成することが必要であることが明らかとなった。

以上のことから、アクセシビリティの改善に関して、PDM上にあるアクセス監査の体制の構築だけでは実際の制度・施策の実施を変更するには至らず、関係者の分析と実施を促進する投入が必要であることを学んだ。これは、本プロジェクトが関係者との活動を行いながら情報収集をしてきたなかで明らかになったことであり、漸進的な情報分析と総括の下で可能となったと考える。

5-2 類似分野の今後の協力にあたっての教訓・提言等

5-2-1 国連障害者権利条約制定後の障害分野における技術協力プロジェクトの進め方

本プロジェクトの経験を基に、他の途上国でも同様の現状がみられると想定し、以下の提言を行う。まず CRPD が約 180 の国・地域で批准されていることから、ほぼすべての開発途上国で CRPD が批准されており、締約国は障害関連の国内法を新たに制定もしくは何らかの変更を加えていると考えられる。しかし、モンゴルの経験から推測すると、国内法が整備されてもその実施には深刻な課題を抱えている国が多いという可能性がある。その理由は大きく 2 つ考えられる。第一の理由は、CRPD の条文についての関係者の理解不足である。法律の制定には多大な労力と知識が必要となるが、CRPD に準拠した法律を作成する場合、国内法と CRPD の内容はほぼ同一となり得る。締約国である限り必然であるが、穿った見方をすれば、条文の十分な理解なく作成される国内法は CRPD の複製（コピー）となり得る。つまり、CRPD を十分に理解していなくても、国内法の法文作成は可能となり、法律が制定され得る。それは第二の理由であり深刻な課題につながるのであるが、実施方法を十分に考慮せずに法文が作成されることになり得る。この場合、法律の実施方法が十分に思慮されておらず、実施に必要な資源や予算も算出できていないことになる。したがって、例えば、物理・情報アクセシビリティを確保することが法律で明記されたとしても、どのように、何をすれば良いのかが不明瞭であり、実施に至らない。

そこで本プロジェクトでは、まず CRPD の理解促進が必要と考え、「障害の社会モデル」や「人権モデル」を重視した。その際、DET は非常に有効な活動となった。DET の受講後には、参加者

において社会モデルに対する理解が進んでおり、いかなる活動を実施する場合でも活動がスムーズに実施できるようになった。もちろん、DET だけですべてが解決できるわけではなく、また CRPD をすべて理解できるわけではないため、障害勉強会と称する勉強会を毎月開催したり、物理・情報アクセシビリティや障害統計など、すべてのセミナーで CRPD について説明を行ったり、本邦研修においても CRPD や社会モデル、人権モデルなどに対する説明を行ったりした。これらの活動を通じて、CRPD、社会モデル、そして障害問題とは何かという根本的な視点を多くの関係者と共有することができ、本プロジェクト活動のすべての土台になった。

次に、各課題における具体的な解決方法の提示が重要となった。例えば、物理アクセシビリティに関しては、建築管理制度の重要性を訴えた。これは、設計図の段階からアクセシビリティを確保するもので、基準に沿ったアクセシビリティが完備されていない設計図には建築許可を下さないというものである。また、障害データベースを模索していたモンゴル政府に対し、『障害者白書』を提案し、これを完成させた。障害統計では、安易に国際生活機能分類（ICF）や WG-SS の統計手法を取り入れるのではなく、障害統計の特徴や複雑性について研修を通してしっかりと伝えたいうえで、モンゴルに必要な障害統計について協議し、その結果として WG-SS が国勢調査に取り入れられるようになった。このように、CRPD に基づいた国内法や事業を実施するために必要な解決策を具体的に提示することで、モンゴル政府は活動を進めていった（詳細情報は「2-2-3 プロジェクト目標及び成果指標とその達成度」を参照）。

さて、上記2つの解決策を実施するにあたり、特に注意した点は、専門家は助言や知識伝達に集中し、実施をモンゴル政府に任せるということである。例えば、『障害者白書』を専門家主導で作成することも可能であったが、それはせずに、『障害者白書』の目的や意義、作成方法などを、本邦研修や国内セミナー、会議・会合を通じてモンゴルの関係者に伝え、納得してもらったうえでその作成に取りかかってもらった。物理アクセシビリティに関しては、本プロジェクトの専門家は問題の所在と解決策を提案したが、法律や基準・ガイドラインの作成はモンゴル政府に任せ、今後の実施もモンゴル政府と業者に任せることとなる。障害統計、情報アクセシビリティに関しても同様のアプローチを取った。その最大の理由は持続可能性である。相手国政府が、プロジェクト活動を持続して実施するか否かは、予算や人材、意義や目的などさまざまなものに依存すると思われるが、本プロジェクトが最も重視したものが意義と実施能力であった。つまり、『障害者白書』の意義、障害統計の意義、物理アクセシビリティの意義を相手国政府が理解していれば、当座の予算が確保できなかつたとしても、予算確保の努力は維持され、将来的には予算を確保できる可能性が生じる。しかし、その意義を理解せずに、プロジェクト期間中に成果品の完成を優先しても、相手国政府は活動を継続しないだろう。そのような観点から、すべての活動で目的と意義を関係者に明確に伝えることを心がけ、また納得しているかどうかを注視した。その結果、モンゴル政府は、『障害者白書』、障害統計、物理・情報アクセシビリティ、DET などの意義を理解するに至った、と考えている。

一方で、上記の方法では、プロジェクト期間中に成果が達成されないリスクが生じる。専門家が意義を十分に伝えられなかつたり、相手国政府が理解してくれなかつたりする場合がある。それでも成果を出すために、専門家主導で成果を達成するか、もしくは達成せずに PDM を変更するか、という選択が必要となる。前者を選択するプロジェクトも多いと思われるが、幸いにも、本プロジェクトにおいて意義が理解されなかつたことはなく、唯一、情報アクセシビリティにおいて意義を理解してもらうのに時間がかかり、十分な成果が達成できなかつたが（ただし、PDM

上の指標はすべて達成)、一定程度の意義は理解してもらったと考えている。もし意義を理解してもらえなかった場合は、いま一度、意義を伝えるための活動を強化するか、PDMの指標か成果品を変更する方が、専門家が作成するよりは有効と考えている。

最後に、CRPD 批准後の開発途上国の現状をかんがみると、プロジェクト活動を一分野に集中させることなく、包括的に取り組んだ方が有効である、と考える。なぜならば、障害問題がそもそも分野横断的であり、CRPD のフォーカルポイント（障害問題を担当する行政機関）は、否応なく横断的に障害問題に取り組む必要があるからである。C/P が分野横断的に障害問題に取り組んでいるところ、技術協力プロジェクトとして一分野にだけしか助言できないことは、かえって分野間のバランスを崩すことにもなりかねず、また C/P のニーズにも応えられない。もちろん、先方国の状況に応じて一分野に集中するという選択肢もあり得るが、モンゴルにおいては CRPD のフォーカルポイントである労働社会保障省の能力強化が障害者の社会参加促進には最も重要であり、彼ら自身も分野横断的な助言を求めている。多くの開発途上国で、CRPD のフォーカルポイントが設置されているだろうが、モンゴルの経験から、彼らが明確な指針と事業プランをもち、CRPD の実施に取り組んでいるとは考えがたい。したがって、技術協力プロジェクトとして知識伝達や助言に集中し、CRPD のフォーカルポイントを C/P とするならば、包括的かつ分野横断的なアプローチが重要となろう。

5-2-2 障害平等研修の活用に関する提言（JICA）

これまでの JICA の技術協力プロジェクトにおける DET の活用について、他国の技術協力プロジェクトとの比較調査（成果品 3-5）を行った結果、次の 5 つの形態に整理できる。

① DET をプロジェクト活動として実施し、ファシリテーター養成講座を障害者のエンパワメントとして実施する（I 型）、② ファシリテーター養成講座を受講した障害者が、DET を実施できるように技術移転する（II 型）、③ 政府を運営母体とし、DET ファシリテーターだけでなく政府にも技術移転し、人材育成と政策反映、予算確保を行う（III 型）、④ 政策に反映させ、予算を確保し、委託業務として障害者団体や NGO に委託できるように技術移転する（IV 型）、⑤ コンサルタント会社等ビジネスとして DET が持続できるように技術移転する（V 型）。

I 型は 2 週間程度のファシリテーター養成講座の実施をもって達成可能と考えるが、先述（「5-1-1 モンゴルにおける障害平等研修の持続性について」）のとおり、II 型は継続的なフォローアップが必要であり、III 型～V 型は、フォローアップに加え、実施体制構築や事業化のための支援が必要である。プロジェクト終了後の持続性をめざす場合は、III 型～V 型のいずれかの達成が求められる。

モンゴルでは、I 型から着手し、II 型へと進み、NGO への委託を含めた規則の発効をもって IV 型に到達した。今後、JICA の技術協力プロジェクトにおいて DET を活用する場合、I 型～V 型のいずれを着地点とするかを計画時に定めることを提言する。

5-2-3 障害平等研修の持続性に関する提言（モンゴル政府）

モンゴル政府は、今後も DET を実施促進していく方針を「障害者の権利・社会参加・開発支援国家プログラム」のなかで示している。この実現に向けて、「障害平等研修の実施及びファシリテーターへの資格授与に関する規則」の着実な運用が求められる。同規則では、政府が政策として DET の実施を必要と位置づけて予算を確保し、実施は NGO に委託するという方法を採用している。

このため、モンゴルにおいて、委託制度の確立と適切な運用が必要である。委託制度は、DETのみならず、介助制度をはじめさまざまなサービス提供においても活用されることが考えられ得ることから、早急に取り組むことを提言する。

成果品一覧リスト

1. 障害統計・情報関連

- 1-1：モンゴル国『障害統計と障害者調査』リソースブック
- 1-2：モンゴル国別障害情報
- 1-3：障害統計パイロット調査再分析レポート
- 1-4：モンゴル国障害者白書（第1～3版）
- 1-5：関連情報に関するブックレット－障害平等研修（DET）評価、障害統計、及び障害者白書－
- 1-6：パイロット調査のための修正調査票（国家統計委員会作成）

2. アクセシビリティ関連

- 2-1：アクセシビリティ法案
- 2-2：新物理アクセシビリティ基準案
- 2-3：アクセシビリティに関する提言書
- 2-4：アクセシビリティ・ガイドブック

3. 障害平等研修（DET）関連

- 3-1：DET ビデオ教材（DVD）
- 3-2：DET 実施規則案
- 3-3：DET・接遇研修の指導要領
- 3-4：労働社会保障省 DET 実施計画・実績一覧
- 3-5：DET に関する他の技術協力プロジェクトとの比較調査報告

4. その他

- 4-1：障害者権利法改定にかかる状況及びニーズの調査
- 4-2：活動記録集
- 4-3：活動成果ビデオ

付 属 資 料

1. プロジェクトモニタリングシートⅡ（作業計画の改定）

プロジェクト モニタリングシート II (作業計画の改定)

バージョン 4-4(最終)
日付:2020年5月12日

投入	プロジェクト名: ウランパートナー市における障害者の社会参加促進プロジェクト												モニタリング						
	計画		2016			2017			2018			2019			2020		備考	問題点	解決策
	実績	計画	6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-5				
専門家																			
千葉孝夫 (チーフアドバイザー/障害主流化)																			
照屋江美 (障害者エンパワメント)																			
東田全央 (調査分析/業務調整)																			
短期専門家 (物理アクセシビリティ)																			
短期専門家 (情報アクセシビリティ)																			
短期専門家 (障害統計・情報整備)																			
短期専門家 (DETFアシリエーター養成)																			
本邦研修																			
国内/第三国研修																			
活動																			
成果1: 市の障害者の社会参加の現状及び資源に関する情報が労働社会参加促進者において整備される。																			
1.1 各調査の実施計画を策定する	計画																		
1.2 既存の障害者基礎統計を関係省庁や自治体から収集して一元化する	実績																		
1.3 障害者の社会参加促進のための社会資源(行政機関のサービスや人材、障害者団体/支援団体の活動や人材等)に関する情報を収集する	計画																		
1.4 障害者の社会参加の状況、課題、支援ニーズに関する情報を収集する	実績																		
1.5 1-2から1-4の調査結果を分析する。	計画																		
1.6 1-5の分析結果を踏まえ、プロジェクトで実施する活動の計画を策定する。	実績																		
1.7 国際的尺度を取り入れた障害者基礎統計にかかわる調査票を作成または改定した上で、調査を実施する。	計画																		
1.8 障害情報データベースの作成と情報収集と発信体制の構築	計画																		
1.8.1 調査チームの立上げと調査項目の選定、調査計画の策定	実績																		
1.8.2 調査の実施・報告書の作成	計画																		
1.8.3 フォロアップ調査の実施・報告書の作成	計画																		
1.9 収集された情報をプロジェクト活動に活用する。	計画																		

成果4：障害者の社会参加を促進する労働社会保険者の能力が強化される	計画		実績		2016		2017		2018		2019		2020		備考	課題	解決策	
	計画	実績	6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3				4-5
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績				
4.1 労働社会保険者が実施する障害者の社会参加促進のための各活動の責任者、TOP、期待する成果の確定	✓	✓																
4.2 障害者国家委員会・障害者小委員会・支部委員会の体制づくりに協力する	✓																	
4.3 物理アクセスバリエイティ改善活動の実施体制にか	✓																	
4.4 情報アクセスバリエイティ改善活動の実施体制にか	✓																	
4.5 DE「実施体制の構築と実施及びモニタリングと実施計画の策定	✓																	
4.6 障害者の社会参加促進に関するグッドプラクティスの国内外への発信	✓	✓																
4.7 国際的な障害関係情報ネットワークへの協力	✓	✓																
期間/フェイズ																		
モニタリング計画																		
モニタリング																		
合同調整会議 (JCC)																		
モニタリング詳細計画の作成																		
モニタリングシートの提出																		
モニタリング調査団の派遣																		
事後モニタリング																		
レポート/書類																		
プロジェクト進捗月例報告																		
事業完了報告書																		
広報																		
プロジェクト活動の広報																		

